

# 上郡町男女共同参画プラン

令和5年3月

上 郡 町



## はじめに

少子高齢化の進行や社会経済情勢が急速に変化していく中、こころ豊かで活力あるまちづくりを進めるためには、誰もがお互いの人権を尊重し、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現は、より一層重要な課題となっています。

国では、男女共同参画基本法に基づき、令和2年に「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。兵庫県においても、令和3年に「ひょうご男女いきいきプラン2025」が策定され、男女共同参画のさらなる推進が図られています。



上郡町においても、これまで誰もがいきいきと生活できる社会の実現に向けて、様々な取り組みを推進してきました。また、「上郡町総合計画」においても、地域活力の源として、特に女性の活躍を推進し、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、まちづくりをする上で欠かすことができないものとなっています。

そういった状況の中で、住民意識調査等の結果や地域の現状と課題、社会情勢の変化を踏まえ、方向性を明らかにし、男女共同参画社会の実現のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、「上郡町男女共同参画プラン」を策定しました。

また、このプランは「女性活躍推進計画」としても位置づけ、女性が活躍できる環境づくり等に積極的に取り組むための施策を盛り込むとともに、「DV防止基本計画」としても位置づけ、DVの防止及び被害者の保護と自立のための支援を推進するものとしています。

今後は、このプランに基づき、行政、家庭、地域、学校、職場等、あらゆる場面において協働・連携し、男女共同参画社会の実現に努めてまいりますので、町民の皆さまのご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

最後になりましたが、プランの策定にあたりまして、熱心にご議論いただきました上郡町男女共同参画プラン策定委員会委員の皆さまをはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等に際して貴重なご意見、ご提案をいただきました町民の皆さま、ご協力いただきました関係者の皆さまに、心よりお礼を申し上げます。

令和5年3月

上郡町長 梅田 修作



# 目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
(1)法的根拠.....	2
(2)他計画との関係.....	2
3. 計画の期間.....	3
4. 計画の策定体制.....	3
(1)住民意識調査.....	3
(2)策定委員会の実施.....	3
(3)庁内連絡会議の実施.....	3
(4)パブリックコメントの実施.....	3
第2章 上郡町の現状と課題.....	4
1. 統計データからみる町の状況.....	4
(1)人口の推移.....	4
(2)人口動態.....	7
(3)合計特殊出生率・婚姻状況.....	8
(4)雇用・就労の状況.....	10
(5)心身の健康と安全の状況.....	12
(6)町政や地域における女性の参画状況.....	14
2. 住民意識調査結果の概要.....	17
(1)男女共同参画に関する意識や学習の状況.....	17
(2)就労やワーク・ライフ・バランスの状況.....	20
(3)地域活動や防災・災害対策の状況.....	25
(4)男女間の暴力やハラスメントの状況.....	27
3. 上郡町の現状と課題.....	29
(1)男女共同参画に関する意識改革・理解の促進.....	29
(2)雇用等における男女共同参画の推進と仕事と家庭生活の両立の推進.....	30
(3)安全・安心な暮らしの実現.....	31
(4)あらゆる分野における女性の活躍推進.....	32
第3章 計画の基本的な考え方.....	33
1. 基本理念.....	33
2. 基本目標.....	34
(1)男女共同参画に関する意識改革・理解の促進.....	34
(2)雇用等における男女共同参画の推進と仕事と家庭生活の両立の推進.....	34
(3)安全・安心な暮らしの実現.....	34
(4)あらゆる分野における女性の活躍推進.....	34
3. 施策の体系.....	35

第4章 計画の展開.....	36
基本目標1 男女共同参画に関する意識改革・理解の促進.....	36
(1)男女共同参画を促進する情報の提供.....	36
(2)学校等における男女共同参画の推進.....	37
(3)多様な選択を可能にする学習の推進.....	37
◆基本目標1における目標値.....	38
基本目標2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と家庭生活の両立の推進.....	39
(1)就業機会の確保.....	39
(2)多様な働き方への支援.....	39
(3)仕事と家庭生活との両立支援.....	40
◆基本目標2における目標値.....	42
基本目標3 安全・安心な暮らしの実現.....	43
(1)男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立.....	43
(2)困難を抱えた人たちが安心して暮らせる環境の整備.....	43
(3)生涯を通じた健康支援.....	44
(4)あらゆる暴力の根絶【DV防止計画】.....	44
◆基本目標3における目標値.....	46
基本目標4 あらゆる分野における女性の活躍推進.....	47
(1)男女共同参画による地域の担い手づくり.....	47
(2)政策・方針決定の場への女性の参画の拡大.....	47
◆基本目標4における目標値.....	48
第5章 目標値一覧.....	49
◆基本目標1における目標値.....	49
◆基本目標2における目標値.....	49
◆基本目標3における目標値.....	51
◆基本目標4における目標値.....	52
第6章 計画の推進に向けて.....	53
1. 庁内の推進体制.....	53
2. 住民・関係団体等と連携した推進.....	53
3. 計画の進捗管理.....	53
資料編.....	54
1. 上郡町男女共同参画プラン策定経過.....	54
2. 上郡町男女共同参画プラン策定委員会設置要綱.....	55
3. 上郡町男女共同参画プラン策定会委員名簿.....	56
4. 男女共同参画社会基本法.....	57
5. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律.....	61
6. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	70
7. 用語集.....	79

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

我が国では、平成 11 年に、「男女共同参画基本法<sup>1</sup>」が公布・施行され、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる「男女共同参画社会」の実現を重要課題として位置づけられました。その後、平成 13 年に「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律<sup>2</sup>」、また、平成 27 年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律<sup>3</sup>」が施行され、男女共同参画に関する様々な法整備が進んでいます。

国はこの男女共同参画基本法に基づき、平成 12 年には、「男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の形成において、総合的に施策を整備・展開しており、5年ごとに計画は見直され、令和 2 年には「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。第5次基本計画では、デジタル化社会への対応等が進められるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大による影響等も言及されています。

兵庫県においては、「男女共同参画基本法」を踏まえ、平成 13 年に「ひょうご男女共同参画プラン 21」を策定し、また、平成 14 年には「男女共同参画社会づくり条例」を定め、男女が社会の対等な構成員として、いつでも、どこでも、いきいきと生活することができる社会の実現を目指して、取り組みを推進してきました。その後、社会の情勢の変化を踏まえて計画の改定を重ね、令和3年に「ひょうご男女いきいきプラン 2025」を策定しています。

本町においても、これまで男女共同参画社会の実現に向けて、様々な取り組みを行ってきましたが、今後、総合的かつ計画的に取り組みを推進するため、「上郡町男女共同参画プラン」を策定します。

男女共同参画社会とは…

### 男女が互いに尊重し、一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できる豊かな社会

#### 職場に活気

- 女性の政策・方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍することによって、経済活動の創造性が増し、生産性が向上
- 働き方の多様化が進み、男女がともに働きやすい職場環境が確保されることによって、個人が能力を最大限に発揮

#### 家庭生活の充実

- 家庭を構成する個人がお互いに尊重し合い協力し合うことによって、家族のパートナーシップの強化
- 仕事と家庭の両立支援環境が整い、男性の家庭への参画も進むことによって男女がともに子育てや教育に参加

#### 地域力の向上

- 男女が共に主体的に地域活動やボランティア等に参画することによって、地域コミュニティが強化
- 地域の活性化、暮らし改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境が実現

### ひとりひとりの豊かな人生

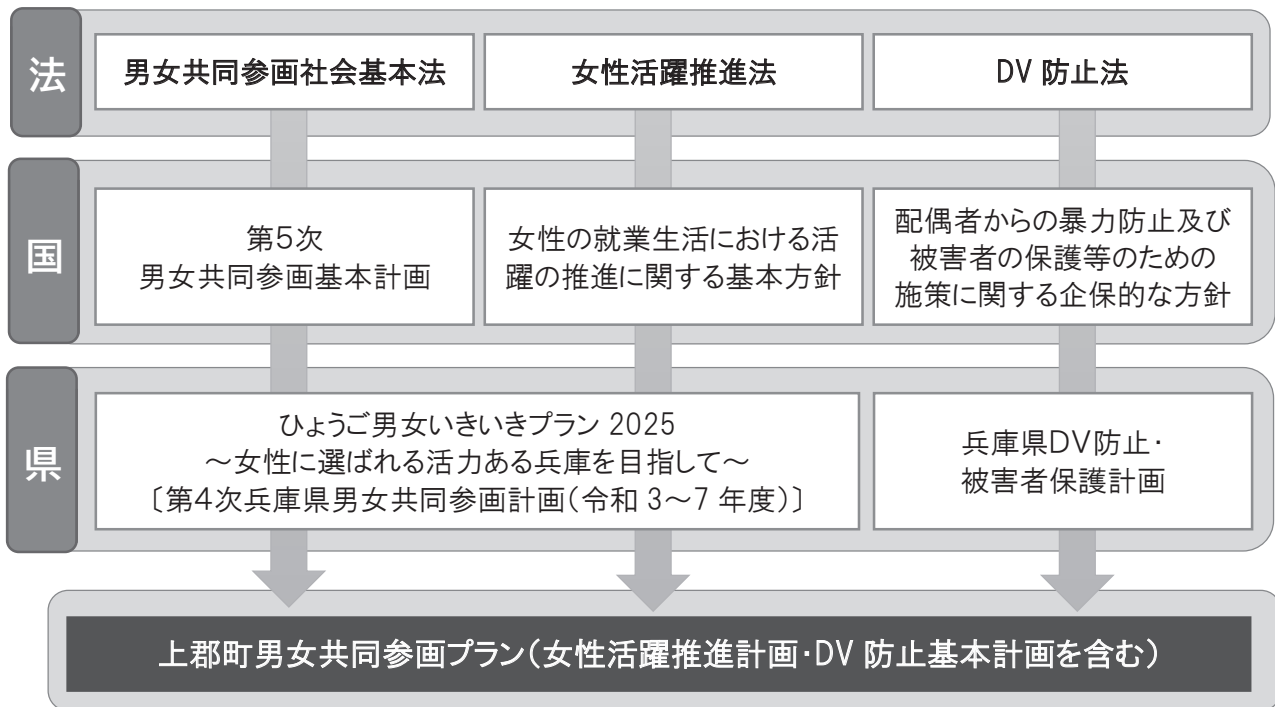
仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現

内閣府「男女共同参画社会のイメージ」

## 2. 計画の位置づけ

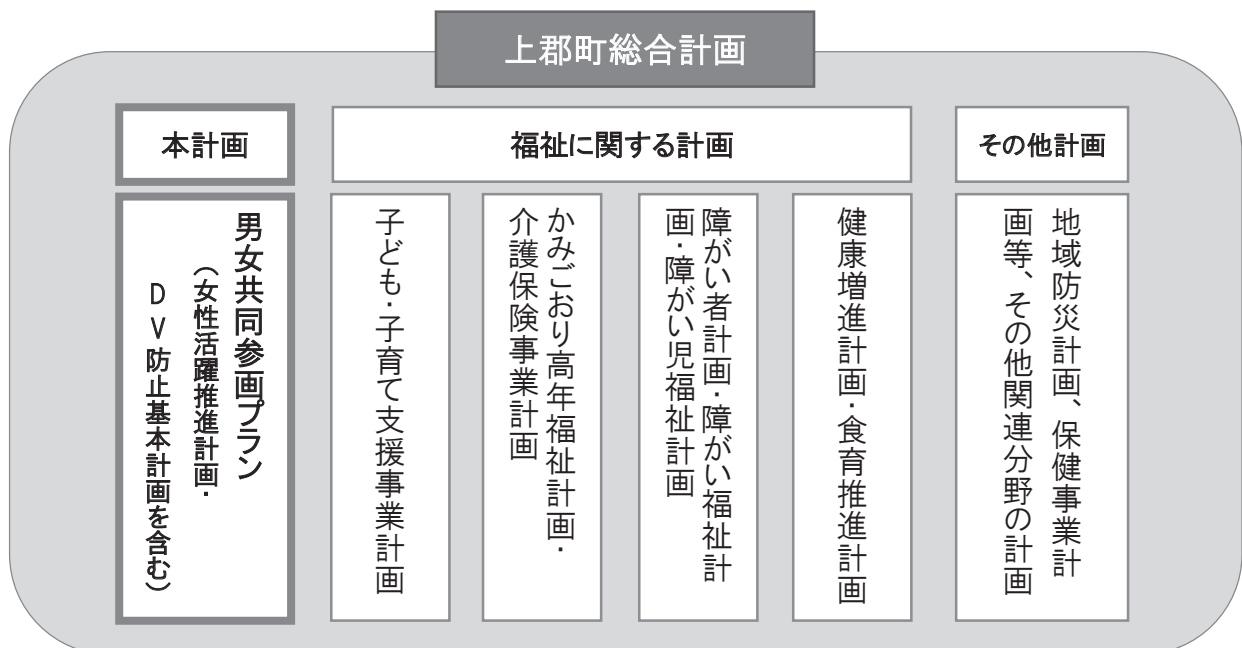
### (1) 法的根拠

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。また、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」としても位置付けます。



### (2) 他計画との関係

また、本町のまちづくりの方針である「上郡町第5次総合計画」を上位計画とし、本計画に関連する「第 2 期上郡町子ども・子育て支援事業計画」、「第 8 期かみごおり高年福祉計画」等との整合を図るものです。



### 3. 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。なお、社会情勢等を勘案し、必要に応じ見直しを行うこととします。

### 4. 計画の策定体制

#### (1) 住民意識調査

本計画の策定にあたり、町内の人々の考え方や状況を把握するため、アンケートによる住民意識調査を実施し、調査で明らかになったニーズや課題を踏まえて計画を策定しました。

調査名	上郡町男女共同参画に関するアンケート調査
対象者	上郡町に居住する18歳以上の男女
対象者数	2,000人
調査期間	令和4年10月13日～10月31日
調査方法	郵送配布、郵送・インターネット併用回収
有効回収	535件(26.8%)

#### (2) 策定委員会の実施

計画策定にあたっては、「上郡町男女共同参画プラン策定委員会」を設置し、計画内容等について検討しました。

#### (3) 庁内連絡会議の実施

男女共同参画に関する施策や事業の調査を行い、連絡会議で情報共有し、状況や課題、今後の方向性や具体的な目標を設定しました。

#### (4) パブリックコメントの実施

計画策定にあたり、広く町民の意見を聴くために、パブリックコメントを実施しました。

## 第2章 上郡町の現状と課題

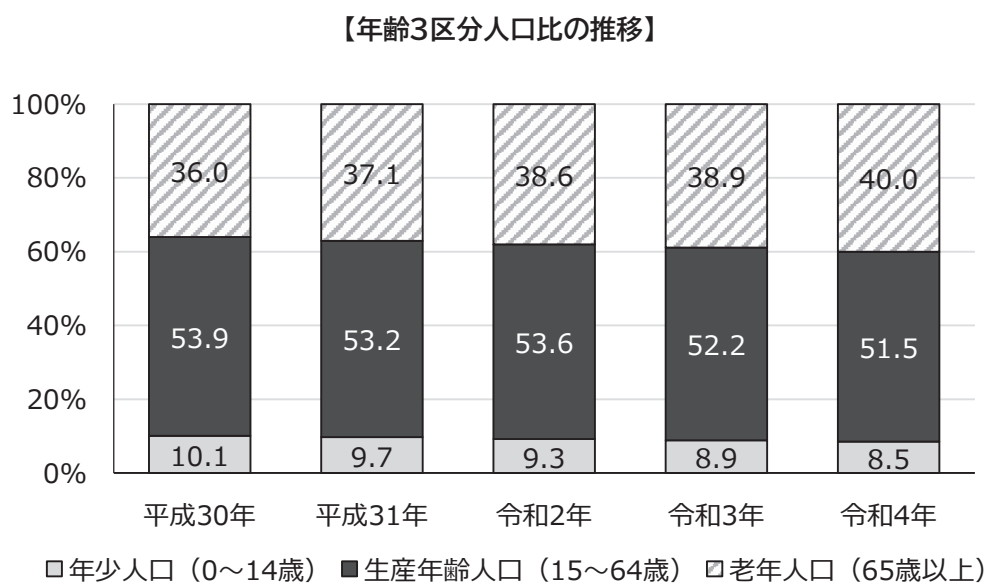
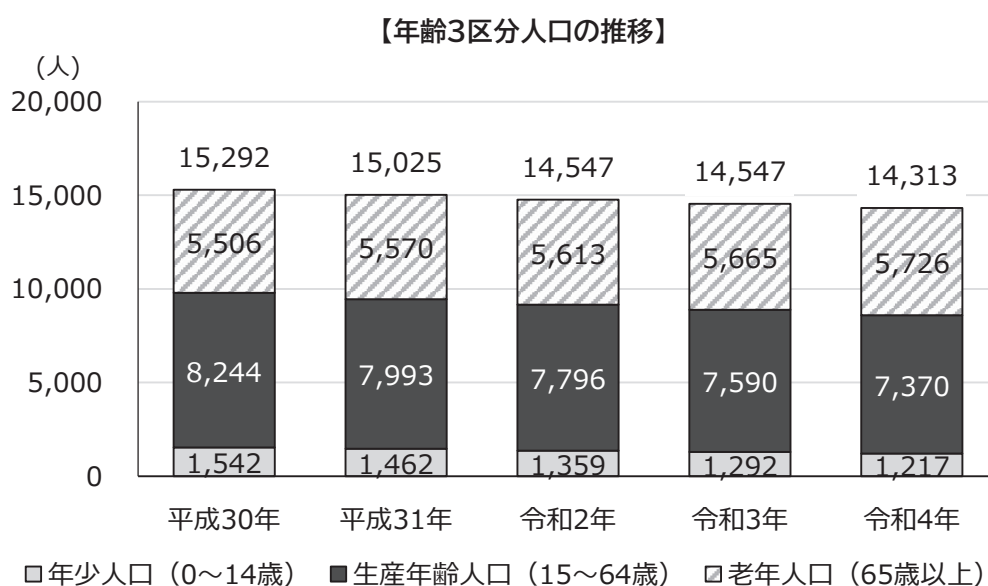
### 1. 統計データからみる町の状況

#### (1)人口の推移

##### ①年齢3区分人口

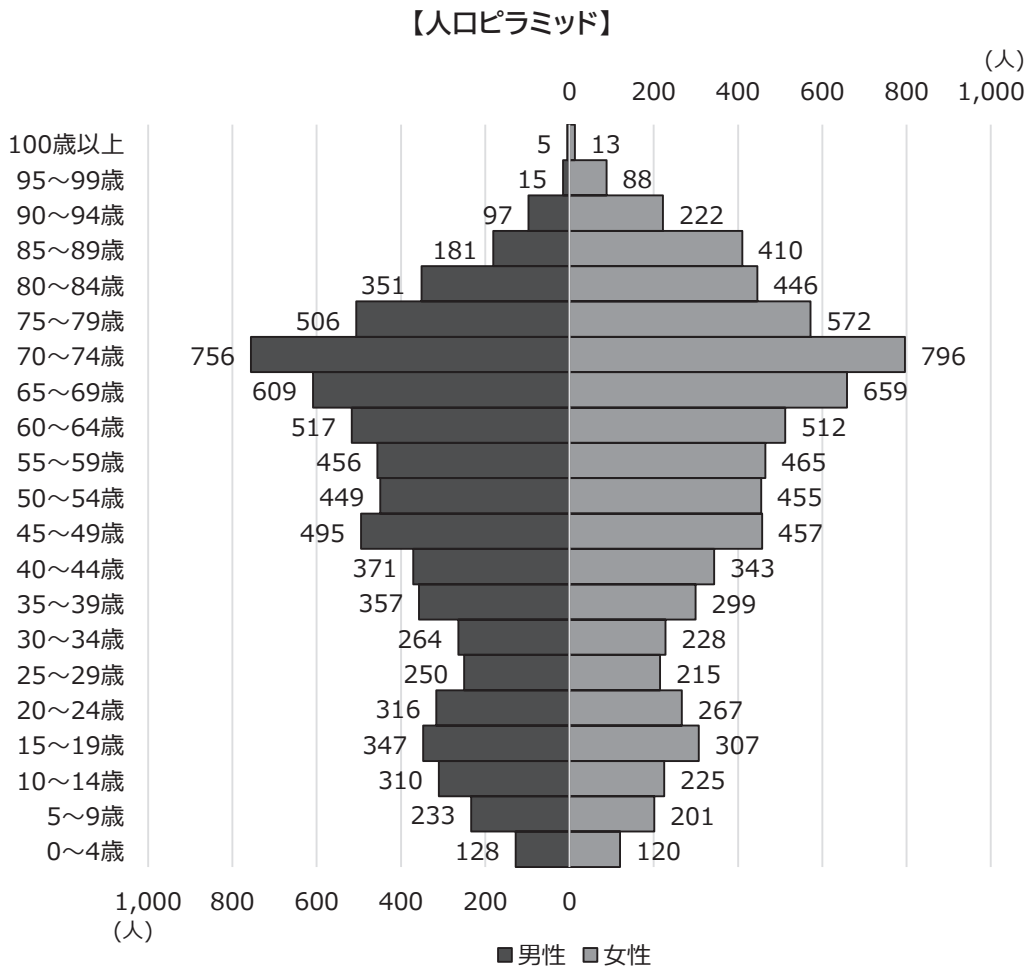
本町の人口は年々減少しており、平成30年の15,292人から令和4年には14,313人と979人減少しています。

年齢別3区分で見ると、老年人口（65歳以上）の割合が上昇しており、令和4年には4割に達しました。年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少し続けており、本町においても少子高齢化が進んでいます。



## ②人口ピラミッド

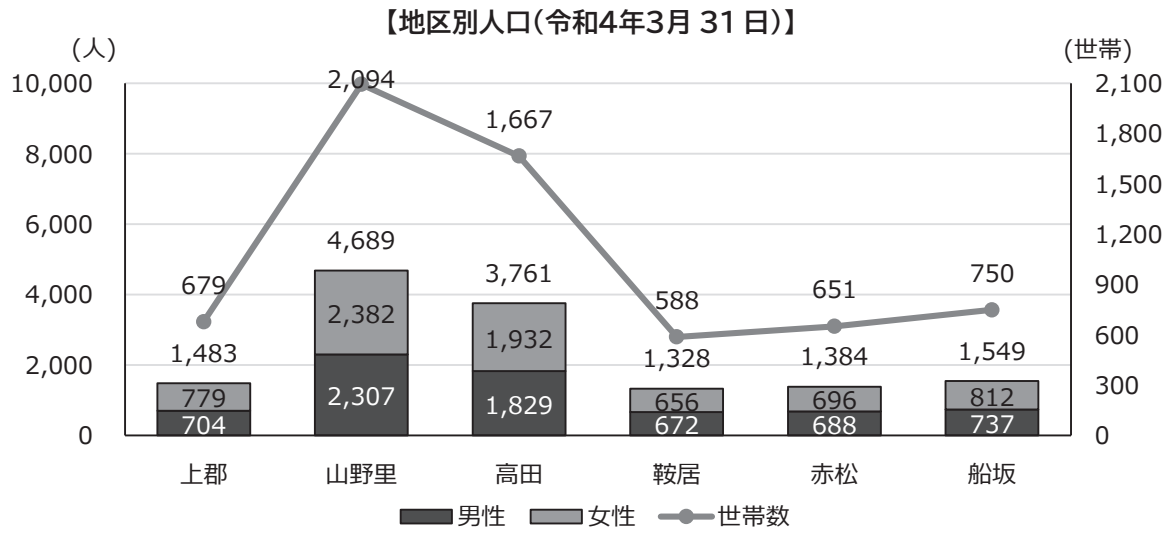
本町の人口構成は、70～74歳の年齢層が男女ともに最も多く、今後、後期高齢者が大きく増加することが見込まれます。また、0～9歳や25～34歳の年齢層が少なくなっています。



資料：住民基本台帳 令和4年1月1日

### ③地区別人口

地区別では、山野里と高田の人口・世帯数が多くなっています。

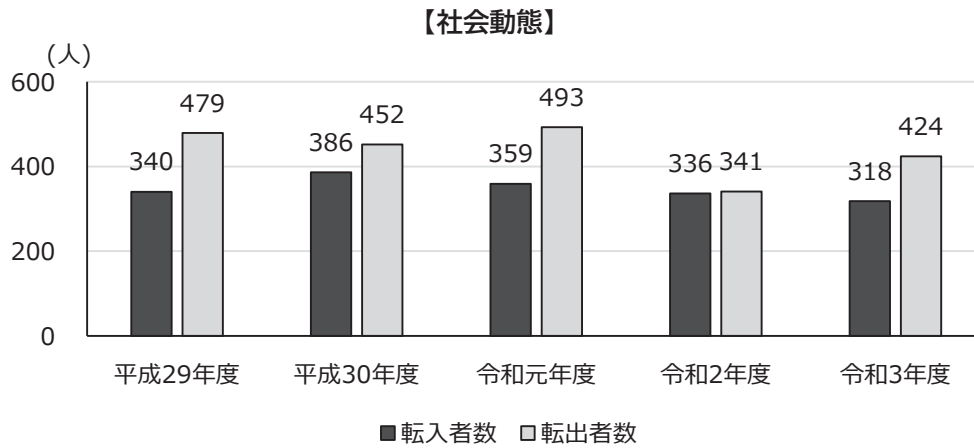


資料：上郡町統計資料（住民課）

## (2)人口動態

### ①社会動態

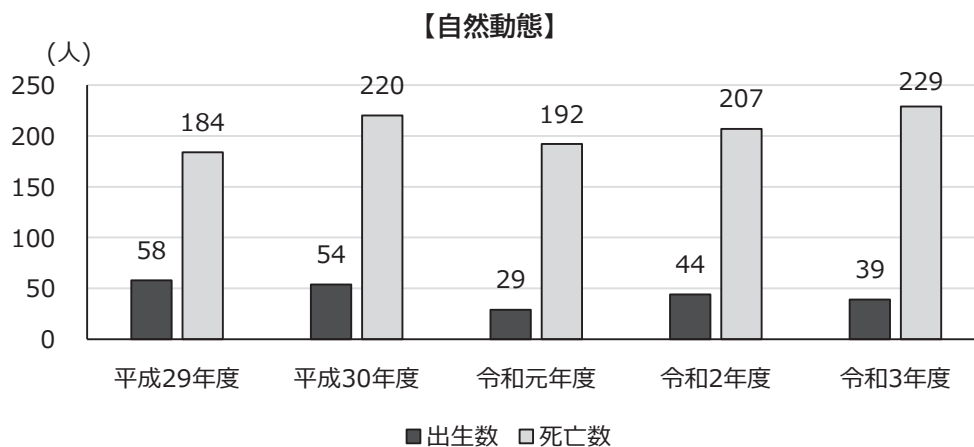
本町では、転出者数が転入者数を大きく上回っており、社会減の状態が続いています。令和2年度は転出者の数が少なく、人口の減少は少なくなりましたが、令和3年では、転出者が増加しています。



資料：上郡町統計資料（住民課）

### ②自然動態

本町では、出生数より死亡数が大きく上回っており、毎年 100 人以上の自然減の状況が続いています。



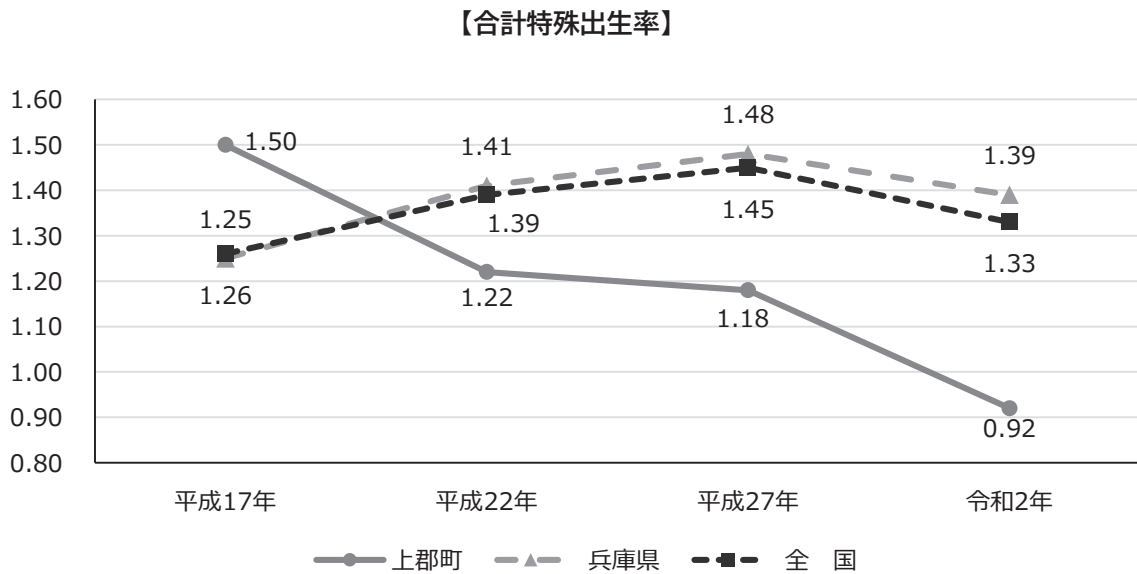
資料：上郡町統計資料（住民課）

### (3)合計特殊出生率・婚姻状況

#### ①合計特殊出生率

合計特殊出生率は「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」であり、人口を維持するには2.06～2.07が必要と言われています。

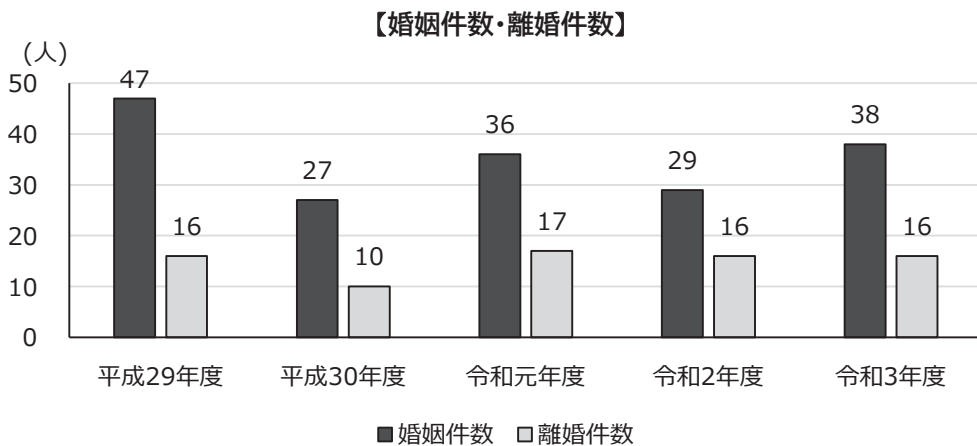
本町の合計特殊出生率は、年々減少を続けており、平成17年の1.50から令和2年には0.92まで落ち込みました。国や兵庫県に比べても本町の合計特殊出生率は低くなっています。



資料：＜上郡町＞上郡町統計資料（健康福祉課）  
＜兵庫県・全国＞人口動態調査

#### ②婚姻件数・離婚件数

本町の婚姻件数は増減を繰り返しており、令和3年度は38件とやや増加しています。

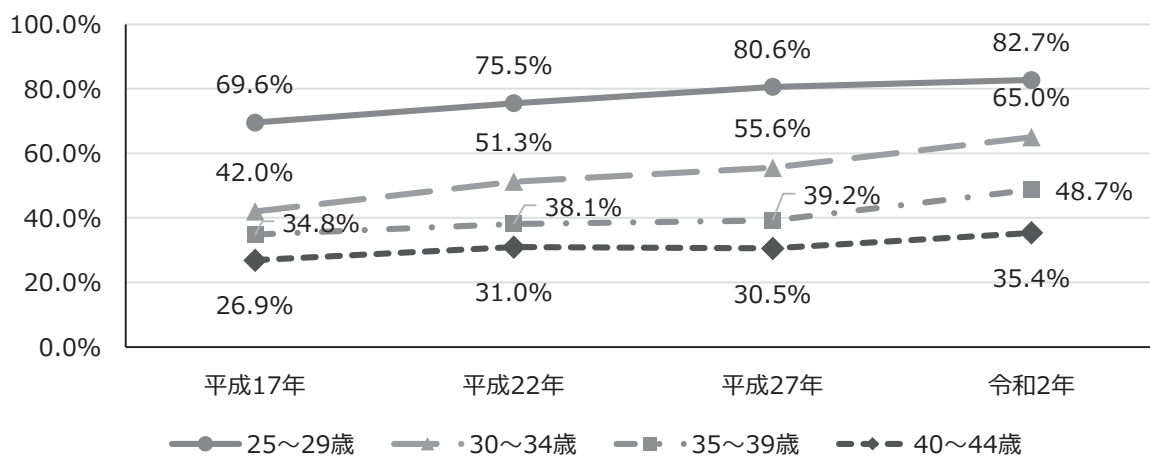


資料：人口動態調査（兵庫県）

### ③未婚率

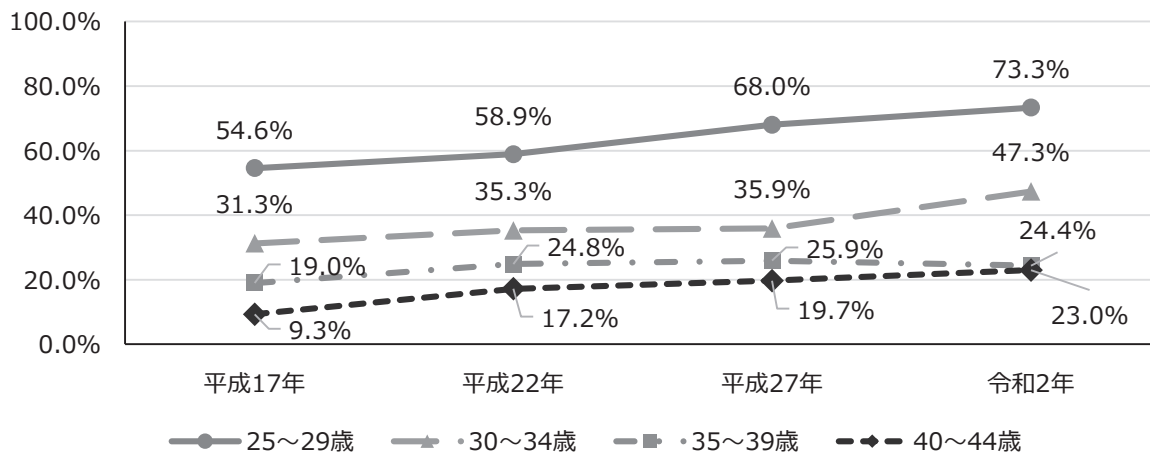
男性、女性ともにどの年齢層でも未婚率が年々上昇しており、晩婚化や未婚者の増加が示されています。

【男性の未婚率】



資料：国勢調査

【女性の未婚率】



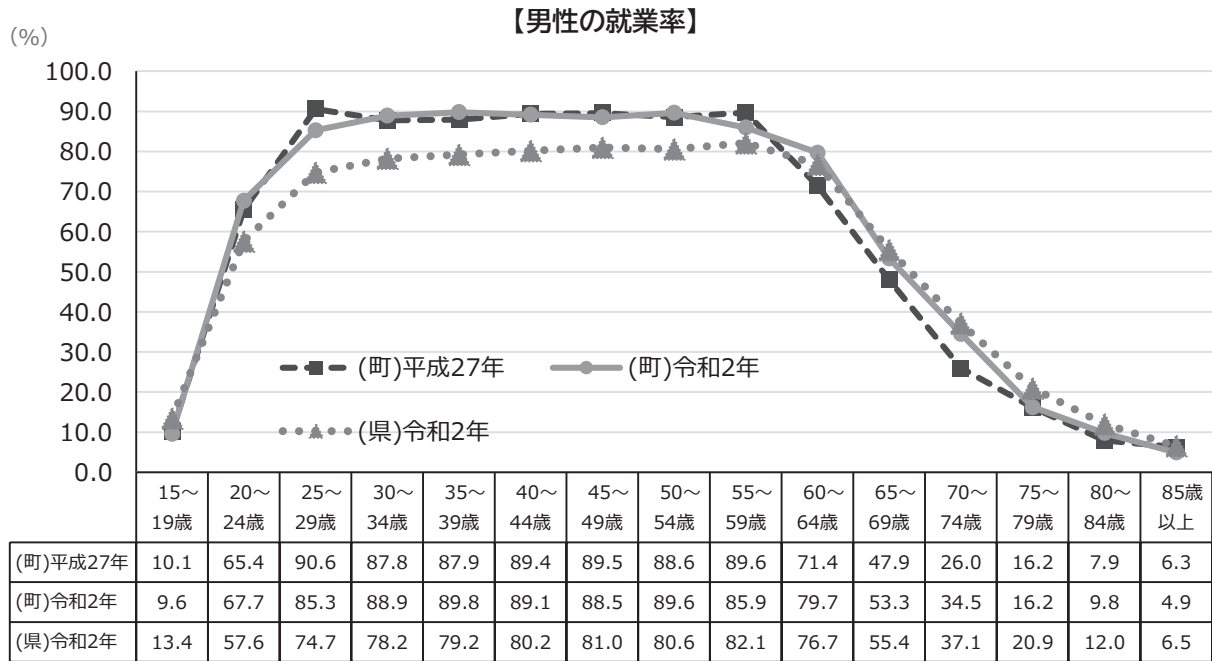
資料：国勢調査

## (4)雇用・就労の状況

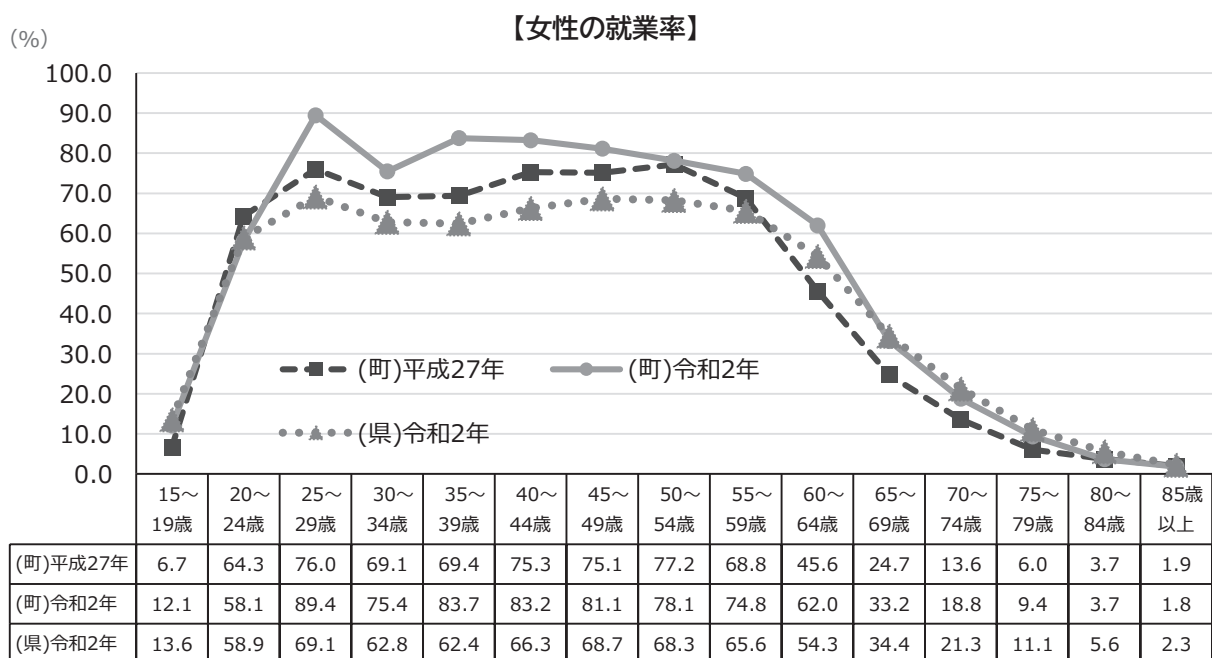
### ①就業率

男性は「25歳～59歳」にかけて就業率に大きな変動はなく、平成27年と令和2年の比較においても大きな差は見られません。

一方、女性は「30～34歳」で就業率が下降しており、妊娠・出産・子育て等で離職する傾向が見られるものの、令和2年の就業率は、平成27年に比べて各年齢層で上昇しており、県との比較においても高い水準となっています。



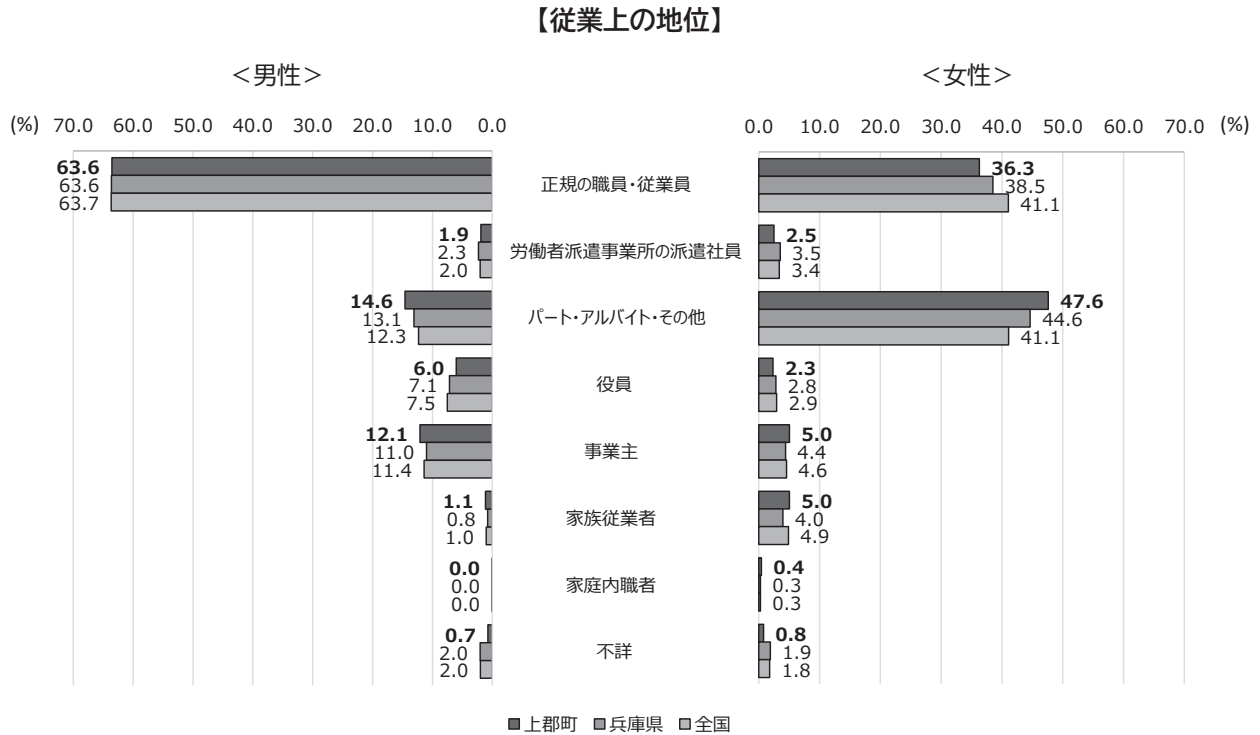
資料：国勢調査



資料：国勢調査

## ②従業上の地位

本町の雇用者における従業上の地位をみると、男性は「正規の職員・従業員」の割合が6割を超え最も高く、県や全国と同水準となっています。一方、女性は「パート・アルバイト・その他」が47.6%と約半数を占めて最も高く、県や全国よりもやや高くなっています。



資料：国勢調査 令和2年

## (5)心身の健康と安全の状況

### ①平均寿命

本町の平均寿命※は、男性 79.4 歳、女性 85.4 歳と、女性が6歳長くなっています。

兵庫県、全国平均と比較すると、男性は平均とほぼ同水準となっています。女性では平均寿命が約1年短くなっています。

【平均寿命】

		上郡町		(参考)	
		年齢	男女年齢差	兵庫県	全国
平均寿命	男性	79.4 歳	女性が+6 歳	79.6 歳	79.6 歳
	女性	85.4 歳		86.2 歳	86.4 歳

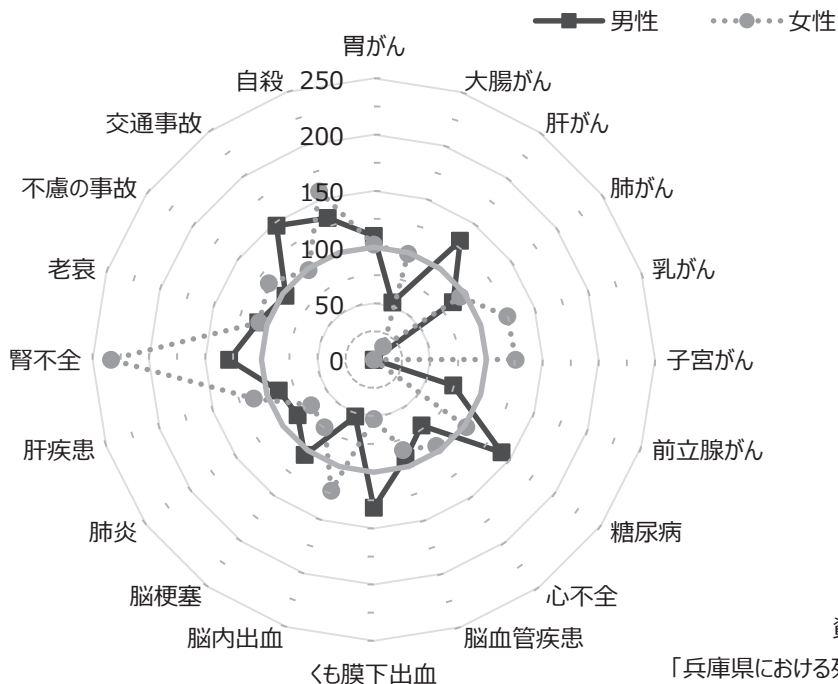
※平均寿命：0歳児が平均して何歳まで生きるかを示したもの

資料：KDBシステム平成28年度累計（地域の全体像の把握）  
「上郡町保健事業実施計画（データヘルス計画）平成30年」より

### ②死因別標準化死亡比の状況

本町の死因別標準化死亡比※をみると、死因となる疾患等に性差が大きいことが分かります。女性の「乳がん」「子宮がん」、男性の「前立腺がん」など、身体差による代表的な疾患の他にも、本町では男女比較において、女性に「腎不全」が多く、男性には「肝がん」「くも膜下出血」が多い等の傾向がみられます。

【死因別標準化死亡比の状況】

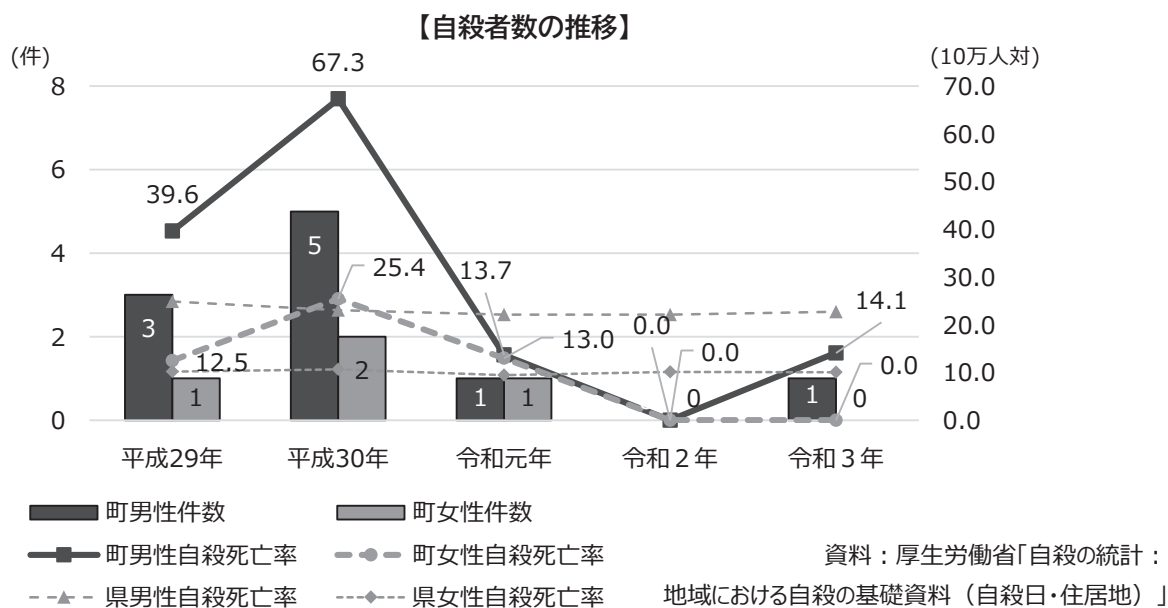


※標準化死亡比：  
基準死亡率（人口10万対の死亡数）を対象地域に当てはめた場合に、計算により求められる死亡数と実際の死亡数とを比較するものです。  
国の平均を100とし、標準化死亡比が100以上の場合は国の平均より死亡率が高く、100以下の場合は死亡率が低いと判断されます。

資料：兵庫県立健康生活科学研究所  
「兵庫県における死亡統計指標 平成28年～令和2年」

### ③自殺者数

本町の自殺者数の推移をみると、ほとんどの年において、女性より男性の件数が多くなっています。県の自殺死亡率※をみても、男性の割合が女性より高い水準で推移しています。



※自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数を表します。（自殺者数÷人口×100,000人）

### ④ドメスティック・バイオレンス(DV)<sup>4</sup>相談件数

ここ数年における本町のDV相談件数は、年間1～2件となっています。

**【DV相談件数】**

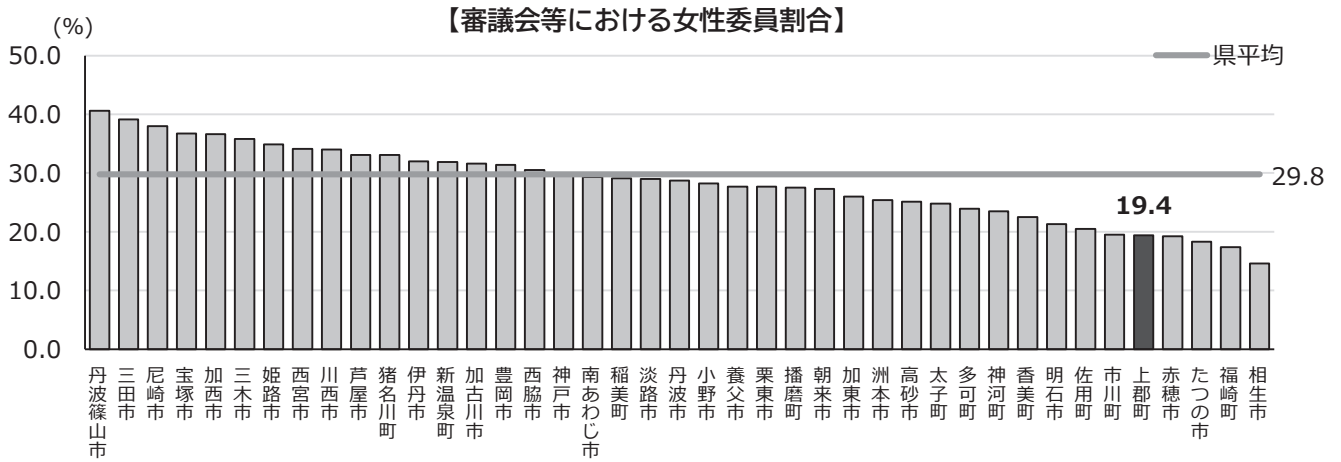
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1件	2件	1件	1件

資料：兵庫県「兵庫県内市町別DV相談件数（平成30～令和3年度）」

## (6) 町政や地域における女性の参画状況

### ① 審議会等委員への女性の登用状況

県内各市町における審議会等\*の女性委員の割合について、本町は 19.4%、県内の市町平均は 29.8%と、県平均より 10.4 ポイント低くなっています。

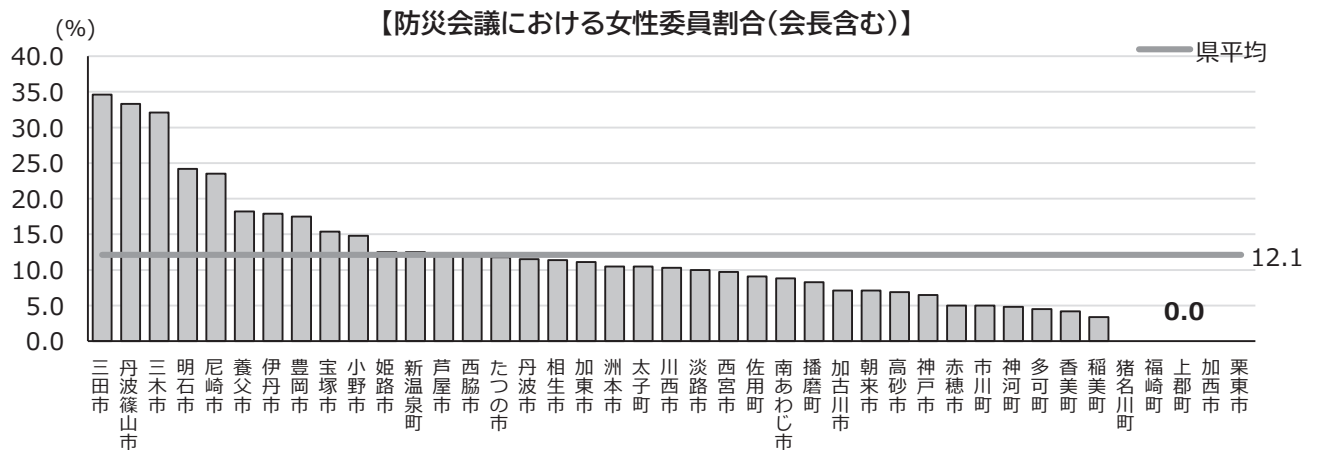


\*審議会等：対象は法令（法律、条例）設置の審議会等

資料：内閣府男女共同参画局 地方公共団体における男女共同参画社会の形成  
又は女性に関する施策の推進状況（令和4年度）

### ② 防災会議への女性の登用状況

審議会のうち、防災会議に占める女性委員の割合は、県内の市町平均は 12.1%となっていますが、本町では 0%となっています。



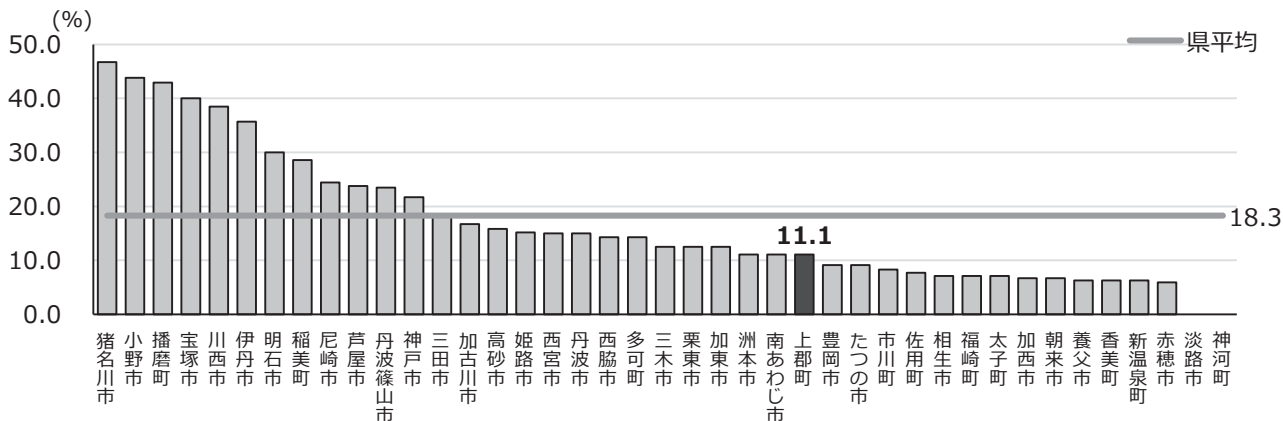
\*加西市と粟東市は調査実績なし

資料：内閣府男女共同参画局 地方公共団体における男女共同参画社会の形成  
又は女性に関する施策の推進状況（令和4年度）

### ③地方議会への女性の参画

県内各市町の議員に占める女性の割合をみると、本町は11.1%（調査時点では、定数10人のうち1人欠員で、9人のうち1人が女性）、県内の市町平均は18.3%と、県平均より7.2ポイント低くなっています。

【議員総数における女性の割合】

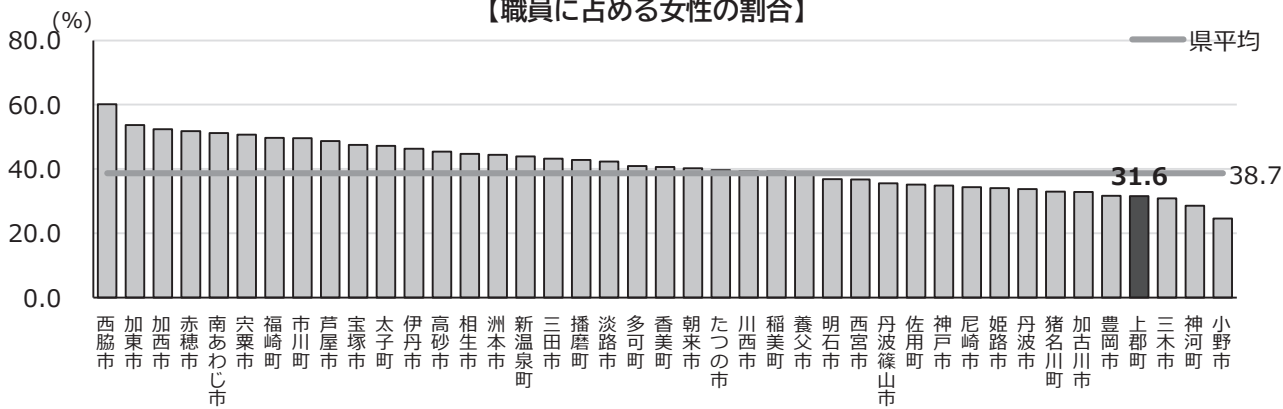


資料：兵庫県「市町男女共同参画施策推進状況調査（令和3年4月1日）」

### ④職員に占める女性の割合

県内各市町の職員※に占める女性の割合をみると、本町は31.6%、県内の市町平均は38.7%と、県平均より7.1ポイント低くなっています。

【職員に占める女性の割合】

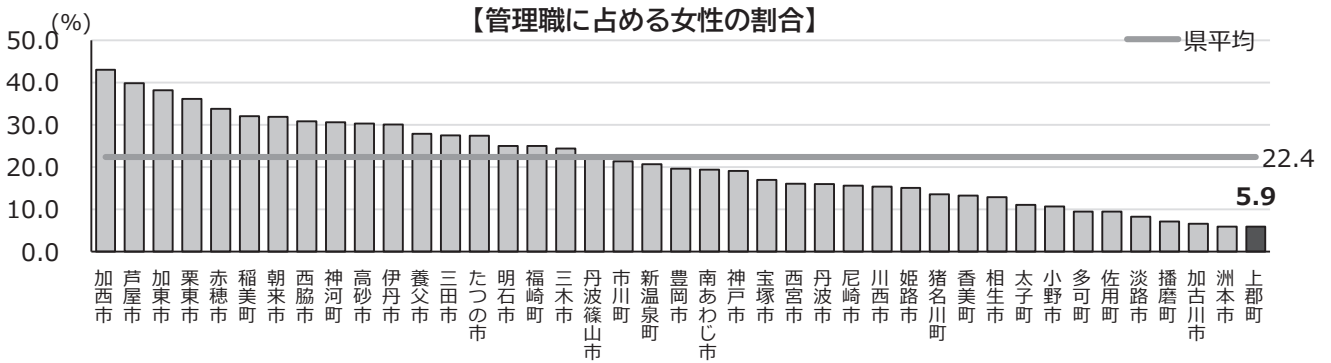


※職員：対象は正規職員

資料：兵庫県「市町男女共同参画施策推進状況調査（令和3年4月1日）」

### ⑤管理職に占める女性の割合

県内各市町の職員における管理職※(本庁課長相当職以上)に占める女性の割合をみると、本町では5.9%、県内の市町平均は22.4%と、県平均より16.5ポイント低くなっています。

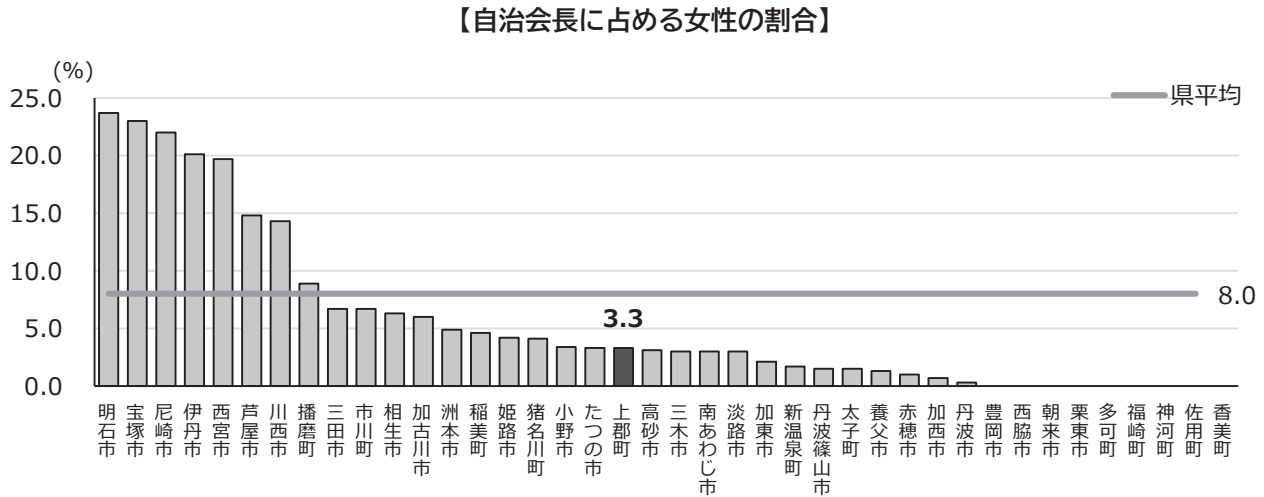


※管理職：対象職種は、一般行政職、研究職、医師職、看護・保健職、消防職等である（ただし、公立学校の校長教頭等は除く）。管理職は、本庁課長相当職以上としたが、市町により回答の基準が異なる場合がある。

資料：内閣府男女共同参画局 地方公共団体における男女共同参画社会の形成  
又は女性に関する施策の推進状況（令和4年度）

### ⑥自治会長に占める女性の割合

県内各市町の自治会長に占める女性の割合をみると、本町は3.3%、県内の市町平均は8.0%と、県平均より4.7ポイント低くなっています。



※神戸市は調査実績なし

資料：内閣府男女共同参画局 地方公共団体における男女共同参画社会の形成  
又は女性に関する施策の推進状況（令和4年度）

## 2. 住民意識調査結果の概要

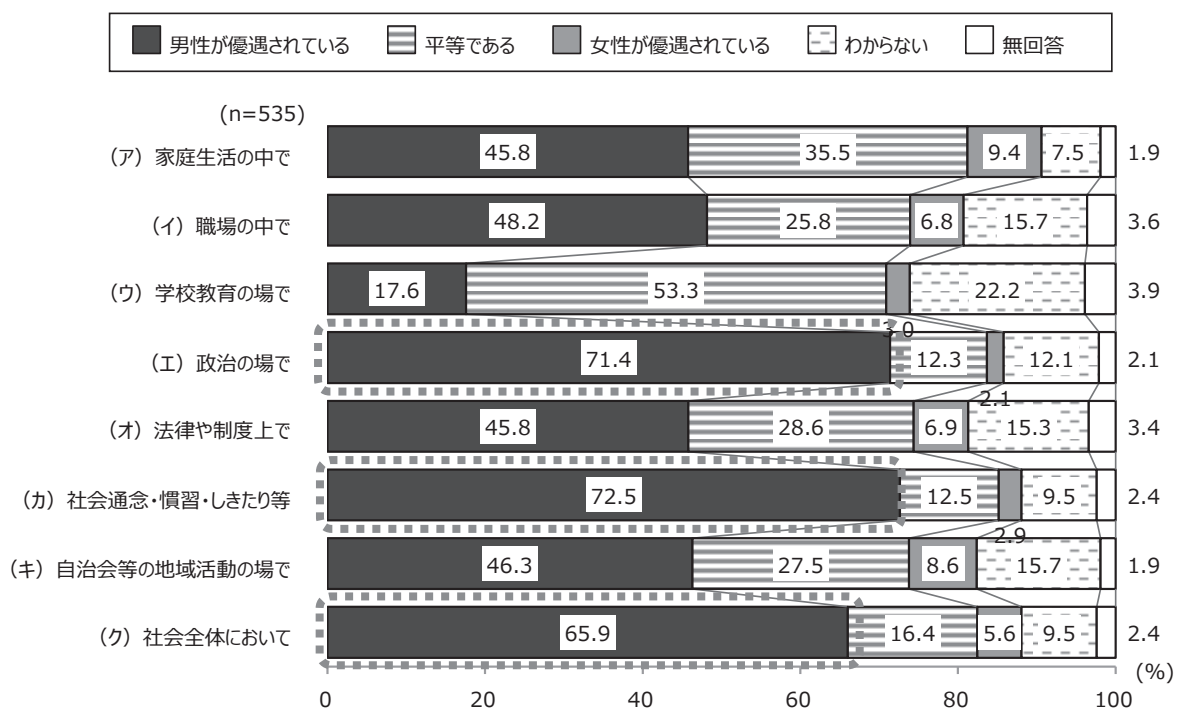
### (1) 男女共同参画に関する意識や学習の状況

#### ① 男女の地位の平等感

男女の地位が平等になっていると思う分野については、<(ウ)学校教育の場で>を除く各項目で『男性が優遇されている』が最も高くなっています。特に<(エ)政治の場で>、<(カ)社会通念・慣習・しきたり等>では、『男性が優遇されている』が7割を超え、<(ク)社会全体において>でも過半数を占めています。

男女別にみると、すべての項目において、女性の方が『男性が優遇されている』の回答割合が高く、性別によって感じ方に乖離がみられます。

【各分野における男女の地位の平等感(全体)】



※『男性が優遇されている』：「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を統合

※『女性が優遇されている』：「女性の方が優遇されている」と「どちらかといえば女性の方が優遇されている」を統合

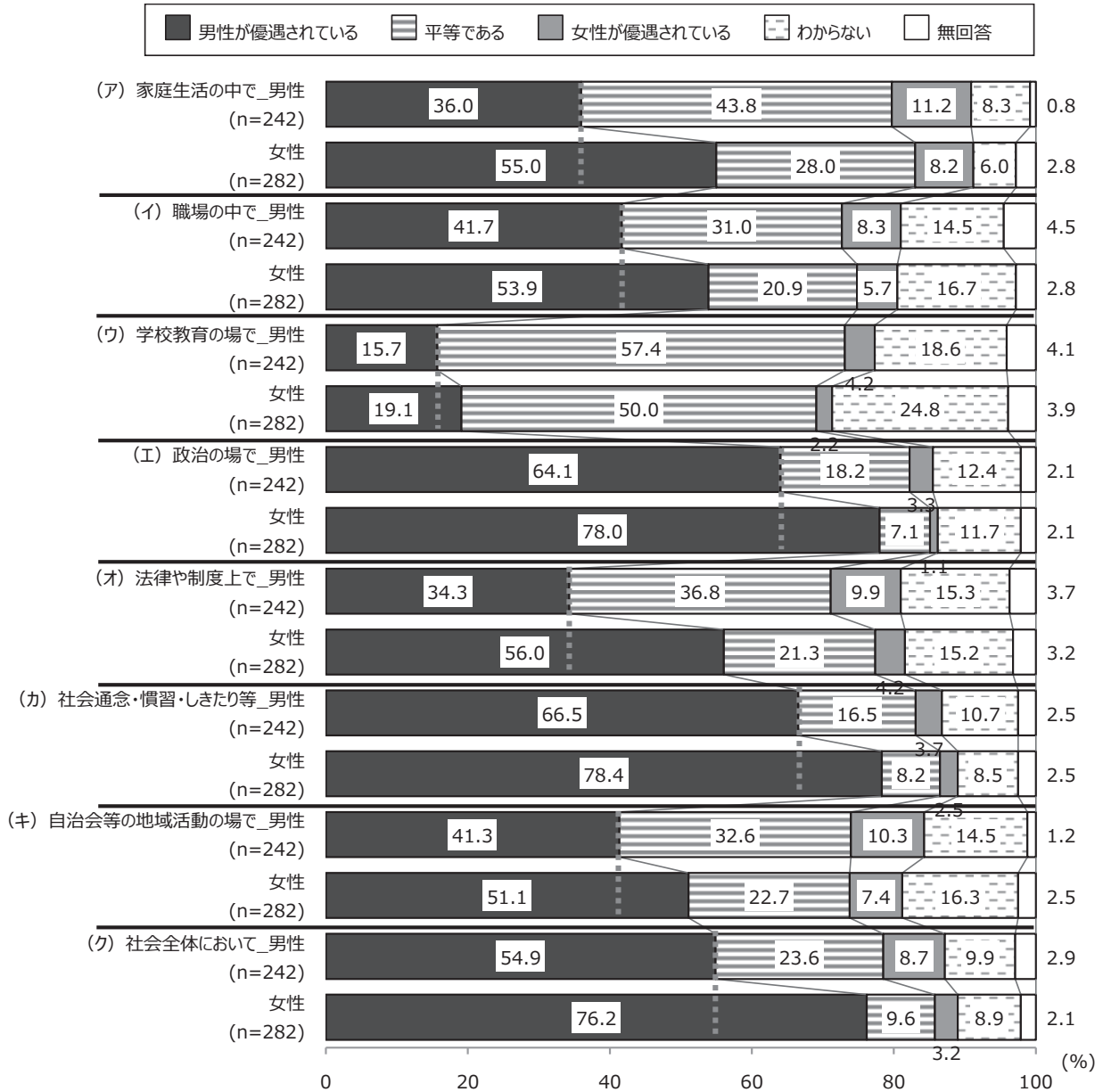
(以下、本節における共通事項)

- ・図表中の「n=〇〇」(number of case) は、回答者数を表しています。
- ・回答割合は小数点以下第2位で四捨五入したもので合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答の設問の場合、選択肢ごとの回答割合を示しているため、合計が100.0%を超える場合があります。

なお、図表中に次のような表示がある場合は、複数回答設問です。

- ・MA% (Multiple Answer) : 回答選択肢の中からあてはまるものをすべて選択する場合
- ・2LA% (2Limited Answer) : 回答選択肢の中からあてはまるものを2つ以内で選択する場合

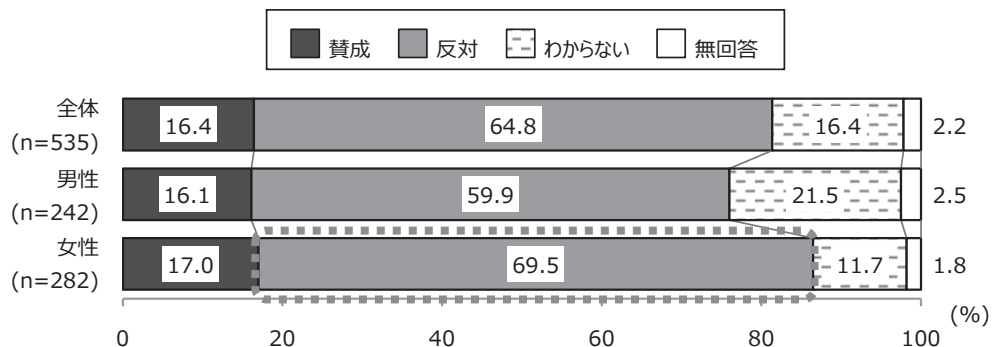
【各分野における男女の地位の平等感(男女別)】



②「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方への賛否

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方については、男女とも『賛成』が16~17%程度と同程度で低くなっており、『反対』では、女性が男性を9.6ポイント上回っています。

【「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方への賛否(男女別)】



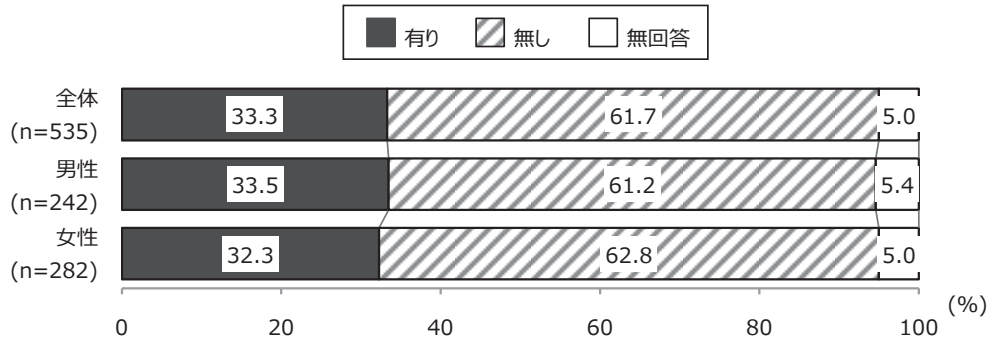
※『賛成』：「賛成」と「どちらかといえば賛成」の統合

※『反対』：「反対」と「どちらかといえば反対」の統合

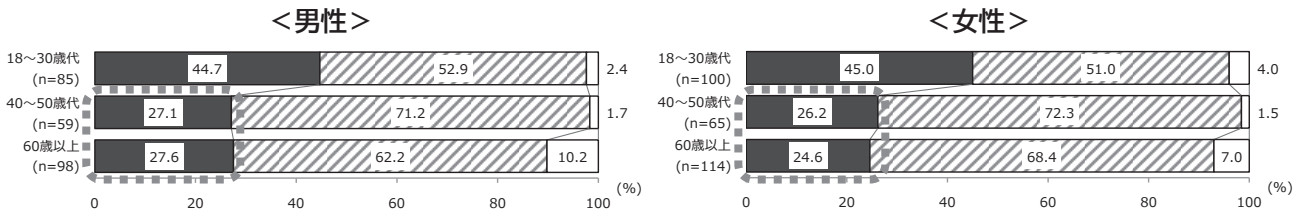
### ③「男女共同参画」を学んだり教わったりした経験の有無

「男女共同参画」について、学んだり教えられたりした経験については、男女とも「経験無し」が6割を占め、男女による差はみられません。年代別にみると、男女とも30歳代以下の学習経験の割合が比較的高く、40歳代以上で低くなっています。

【「男女共同参画」を学んだり教わった経験の有無(男女別)】



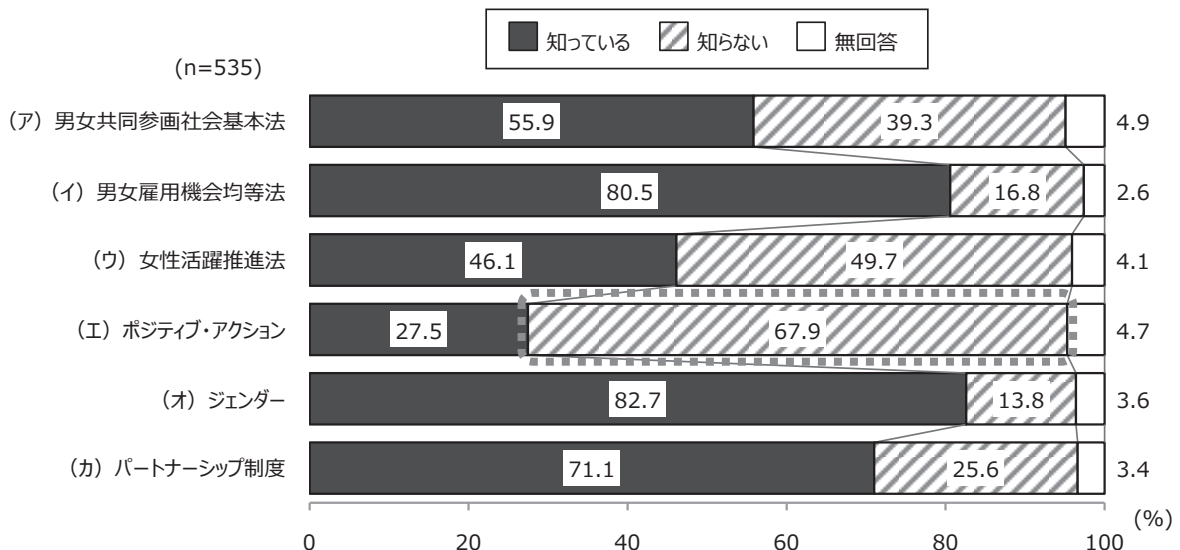
【「男女共同参画」を学んだり教わった経験の有無(性年代別)】



### ④男女共同参画に関する言葉や名称の認知度

男女共同参画に関する言葉や名称の認知度についてみると、<(イ)男女雇用機会均等法<sup>5</sup>>、<(オ)ジェンダー<sup>6</sup>>、<(カ)パートナーシップ制度<sup>7</sup>>で、『知っている』が7割以上とないっています。一方、<(エ)ポジティブ・アクション<sup>8</sup>>では「知らない」が約7割を占めています。

【男女共同参画に関する言葉や名称の認知度(全体)】



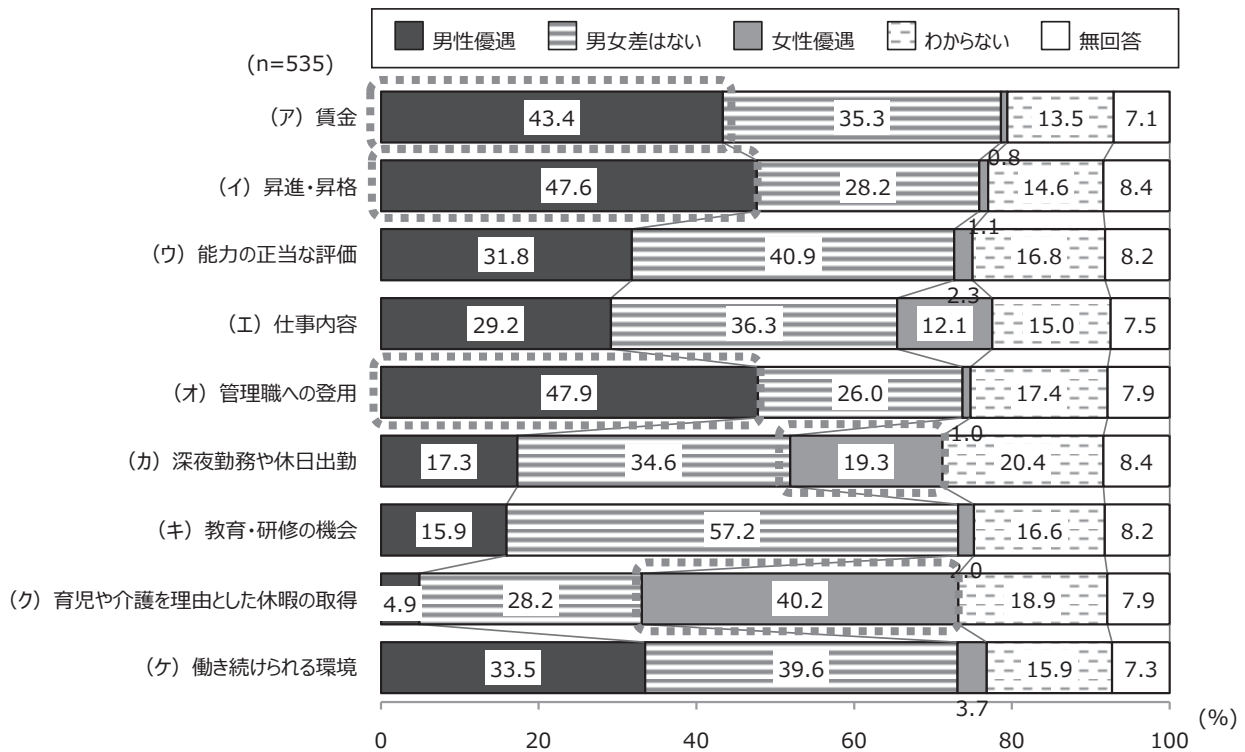
※『知っている』: 「内容も知っている」「名前だけ知っている」の統合

## (2)就労やワーク・ライフ・バランス<sup>9</sup>の状況

### ①職場における仕事内容や待遇の男女差

職場における仕事内容や待遇面での男女差については、『男性優遇』が特に高いのが、<(オ)管理職への登用>47.9%、<(イ)昇進・昇格>47.6%、<(ア)賃金>43.4%となっており、逆に『女性優遇』が上回るのは、<(ク)育児や介護を理由とした休暇の取得>40.2%、<(カ)深夜勤務や休日出勤>19.3%となっています。

【職場における仕事内容や待遇の男女差(全体)】



※『男性優遇』：「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を統合

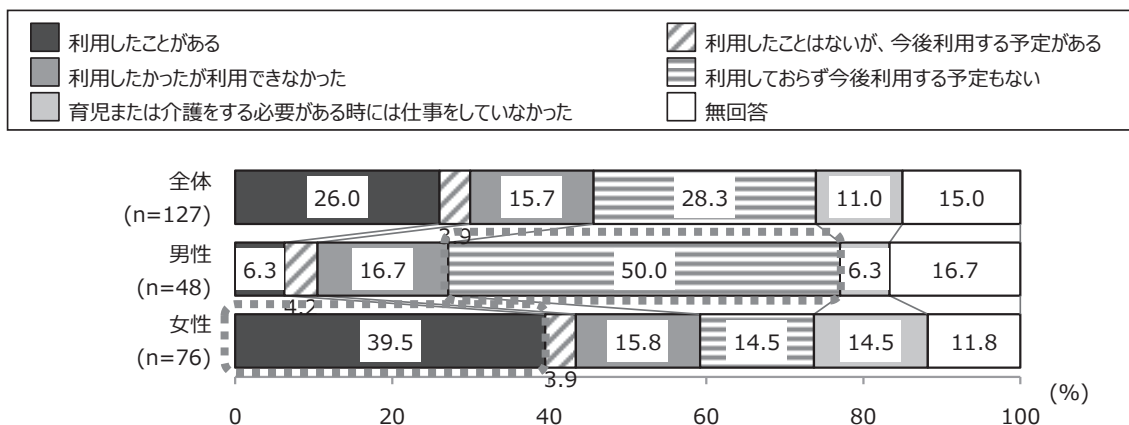
※『女性優遇』：「女性の方が優遇されている」と「どちらかといえば女性の方が優遇されている」を統合

## ②育児休業・介護休業制度の利用経験・予定

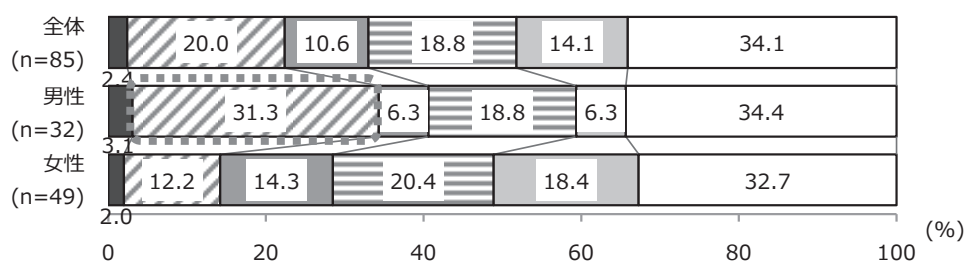
育児休業制度の利用経験及び今後の利用予定については、男女で大きな傾向の差がみられます。女性の「利用したことがある」が約4割を占める一方、男性では6.3%と1割に満たない状態です。男性では「利用しておらず今後も利用する予定がない」が半数を占めています。

介護休業制度の利用経験及び今後の利用予定については、男女とも「利用したことがある」が2~3%と同程度の低い割合となっていますが、「利用したことはないが、今後利用する予定がある」は、男性で3割を超え、女性よりも高くなっています。

【育児休業制度(男女別)】



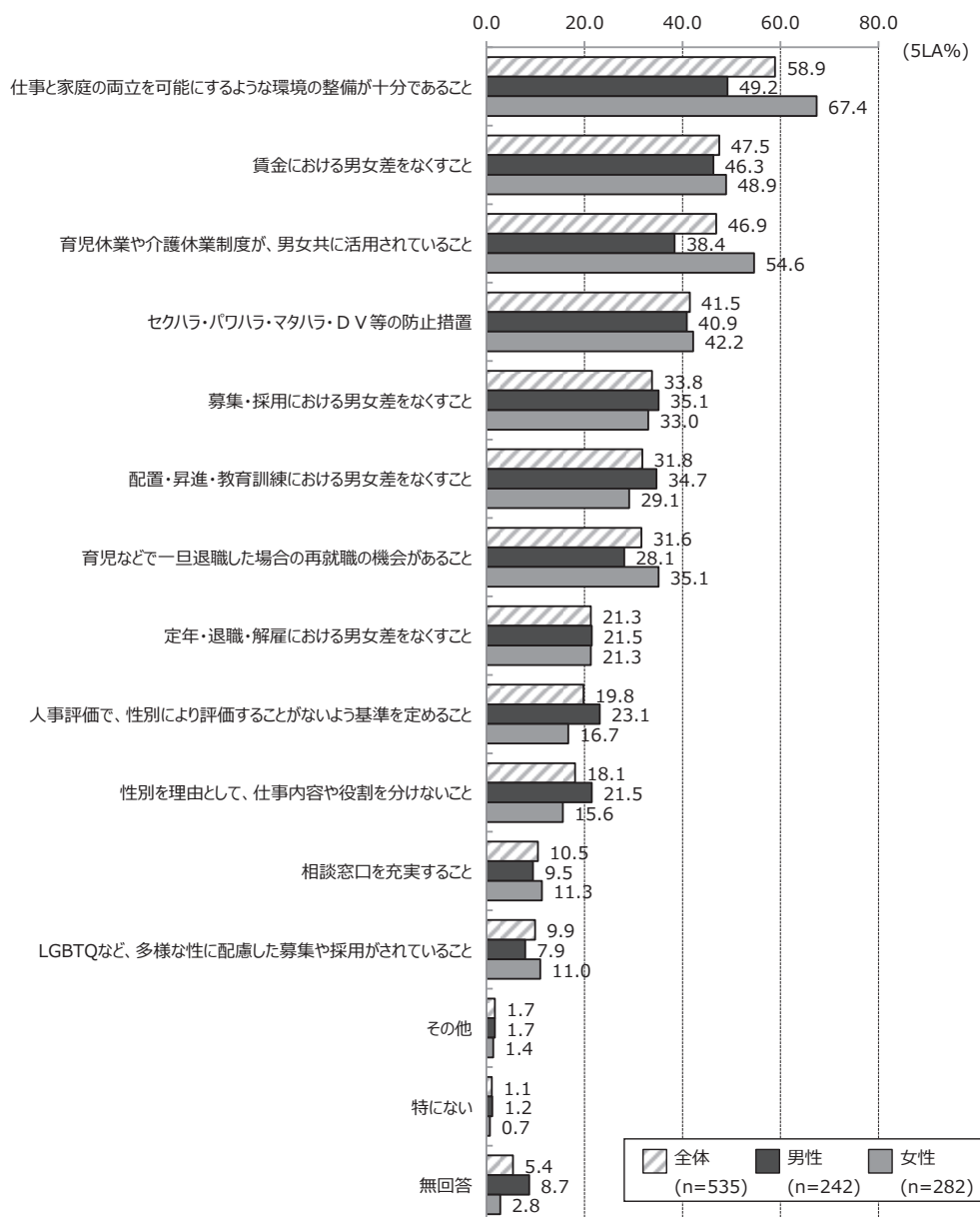
【介護休業制度(男女別)】



### ③男女が働きやすい環境づくりのために企業等が取り組むべきこと

男女が共に働きやすい社会環境づくりのために企業・団体が取り組むべきと考えることについては、「仕事と家庭の両立を可能にするような環境の整備が十分であること」が最も高く、特に女性では7割近くにのびります。次いで、「賃金における男女差をなくすこと」、「育児休業や介護休業制度が、男女共に活用されていること」となっています。

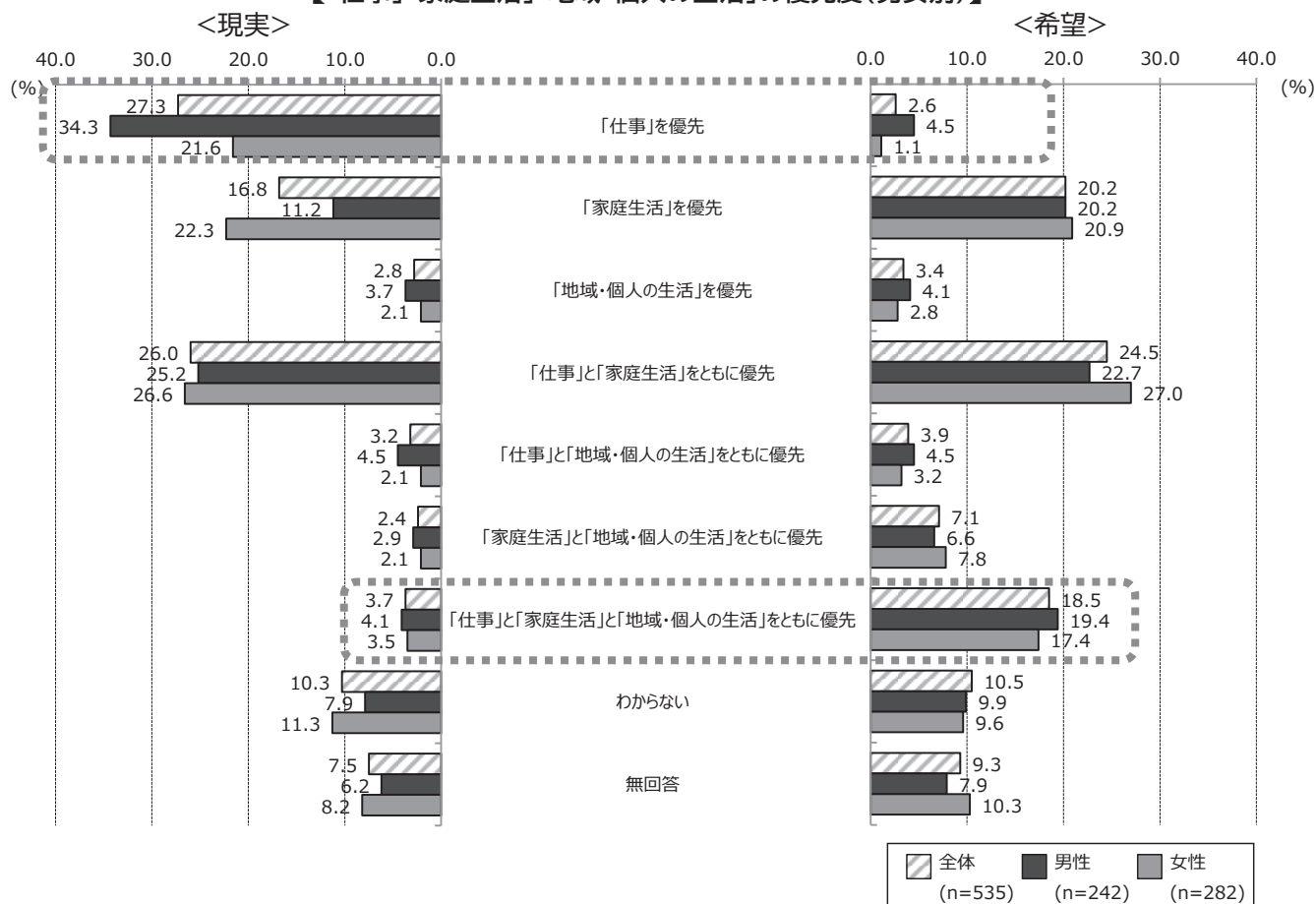
【男女が働きやすい環境づくりのために企業等が取り組むべきこと(男女別)】



#### ④「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度

生活の中での優先度について、<現実>と<希望>の差に着目すると、特に『「仕事」を優先』において、男女ともに<現実>の優先度が<希望>を大きく上回っています。逆に、『「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先』では、<現実>が<希望>を大きく下回っています。また、『「家庭生活」を優先』では、男性で<現実>の優先度が<希望>より大きく下回る結果となっています。

【「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度(男女別)】



【<現実>と<希望>の優先度の差(男女別)】

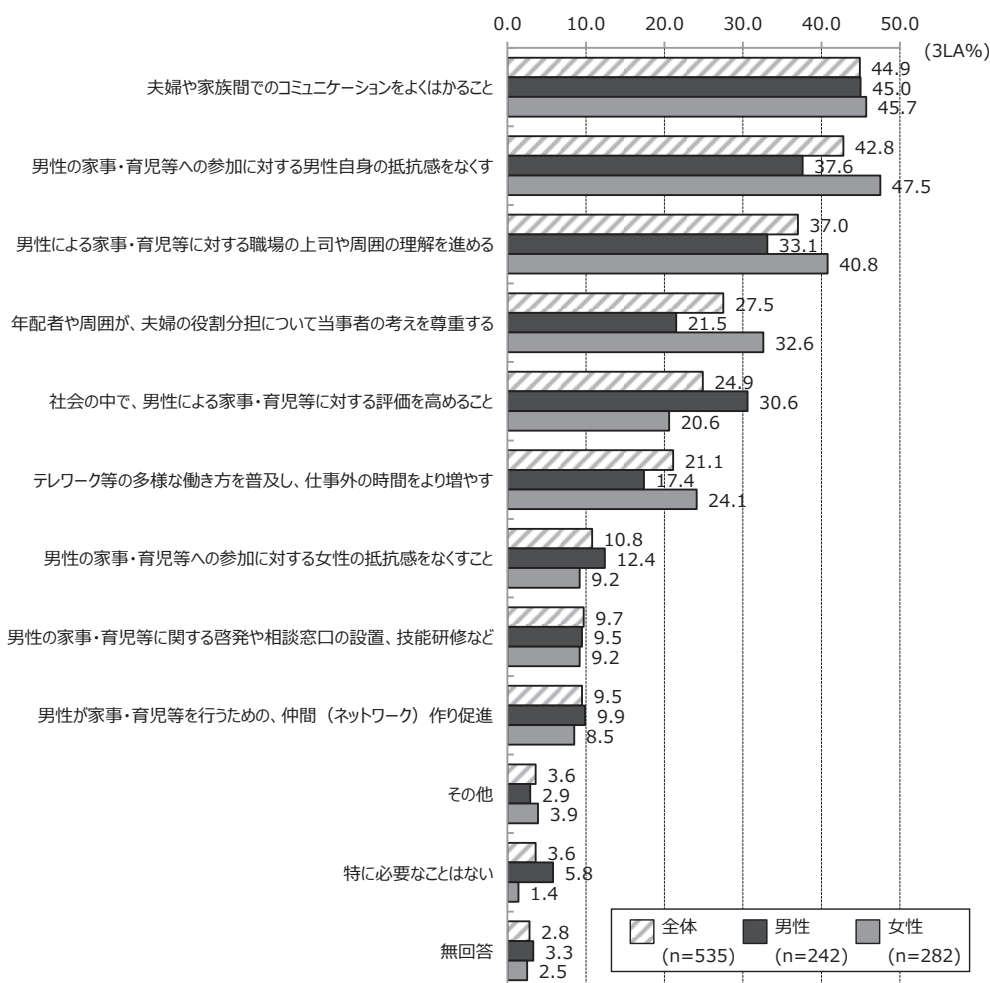
	全体(n=535)			男性(n=242)			女性(n=282)		
	現実 (%)	希望 (%)	差(%)	現実 (%)	希望 (%)	差(%)	現実 (%)	希望 (%)	差(%)
「仕事」を優先	27.3	2.6	<u>24.7</u>	34.3	4.5	<u>29.8</u>	21.6	1.1	<u>20.5</u>
「家庭生活」を優先	16.8	20.2	<u>3.4</u>	11.2	20.2	<u>9.0</u>	22.3	20.9	<u>1.4</u>
「地域・個人の生活」を優先	2.8	3.4	<u>0.6</u>	3.7	4.1	<u>0.4</u>	2.1	2.8	<u>0.7</u>
「仕事」と「家庭生活」をともに優先	26.0	24.5	<u>1.5</u>	25.2	22.7	<u>2.5</u>	26.6	27.0	<u>0.4</u>
「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先	3.2	3.9	<u>0.7</u>	4.5	4.5	<u>0.0</u>	2.1	3.2	<u>1.1</u>
「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先	2.4	7.1	<u>4.7</u>	2.9	6.6	<u>3.7</u>	2.1	7.8	<u>5.7</u>
「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先	3.7	18.5	<u>14.8</u>	4.1	19.4	<u>15.3</u>	3.5	17.4	<u>13.9</u>
「現実」と「希望」の差の平均	-	-	<u>7.2</u>	-	-	<u>8.7</u>	-	-	<u>6.2</u>

### ⑤ 今後男性が、家事・子育て・介護・地域活動に積極的に参加するために必要なこと

今後男性が、家事・子育て・介護・地域活動に積極的に参加していくために必要だと思うことについては、全体では「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が最も高く、次いで「男性の家事・育児等への参加に対する男性自身の抵抗感をなくす」となっています。

女性では「男性の家事・育児等への参加に対する男性自身の抵抗感をなくす」が最上位となっており、男性自身の意識の変化を望む声が多いことがうかがえます。

【今後男性が、家事・子育て・介護・地域活動に積極的に参加するために必要なこと(男女別)】

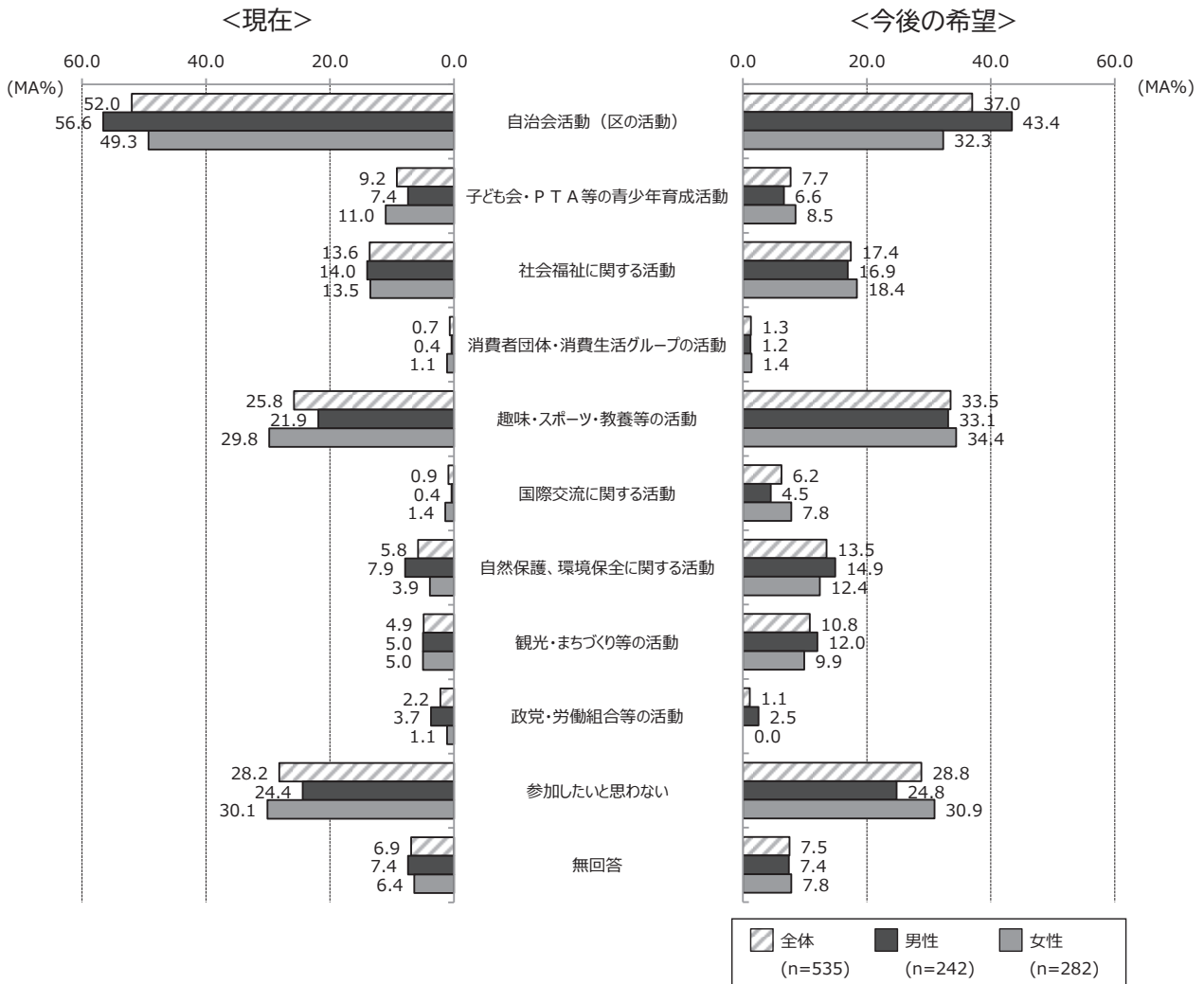


### (3) 地域活動や防災・災害対策の状況

#### ① 現在の地域活動への参加状況と今後の希望

地域活動の参加状況については、男性では<現在><今後の希望>ともに、「自治会活動(区の活動)」が最も高く、女性では<現在>で「自治会活動(区の活動)」、<今後の希望>で「趣味・スポーツ・教養等の活動」が最も高くなっています。

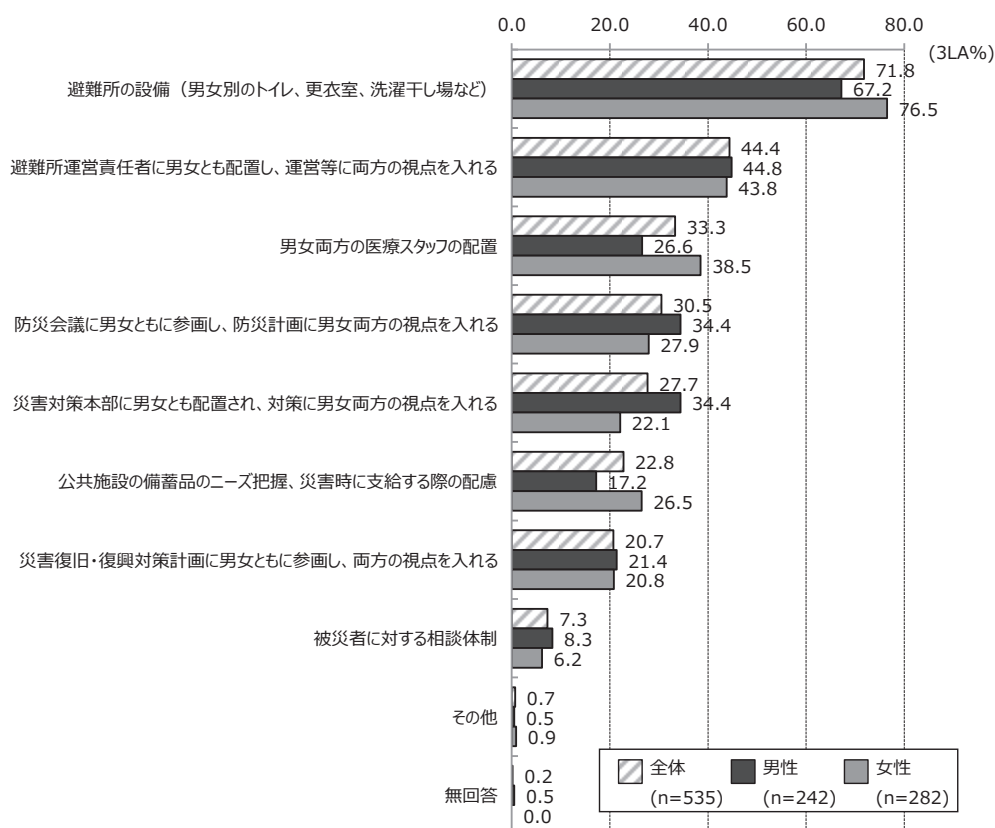
【現在の地域活動への参加状況と今後の希望(男女別)】



## ②防災・災害復興対策において性別に配慮して取り組む必要があること

防災・災害復興対策において性別に配慮した対応が必要だと思うことについては、「避難所の設備(男女別のトイレ、更衣室、洗濯干し場など)」が最も高く、特に女性では8割近くにのぼります。次いで「避難所運営責任者に男女とも配置し、運営等に両方の視点を入れる」が高くなっています。

【防災・災害復興対策において性別に配慮して取り組む必要があること(男女別)】

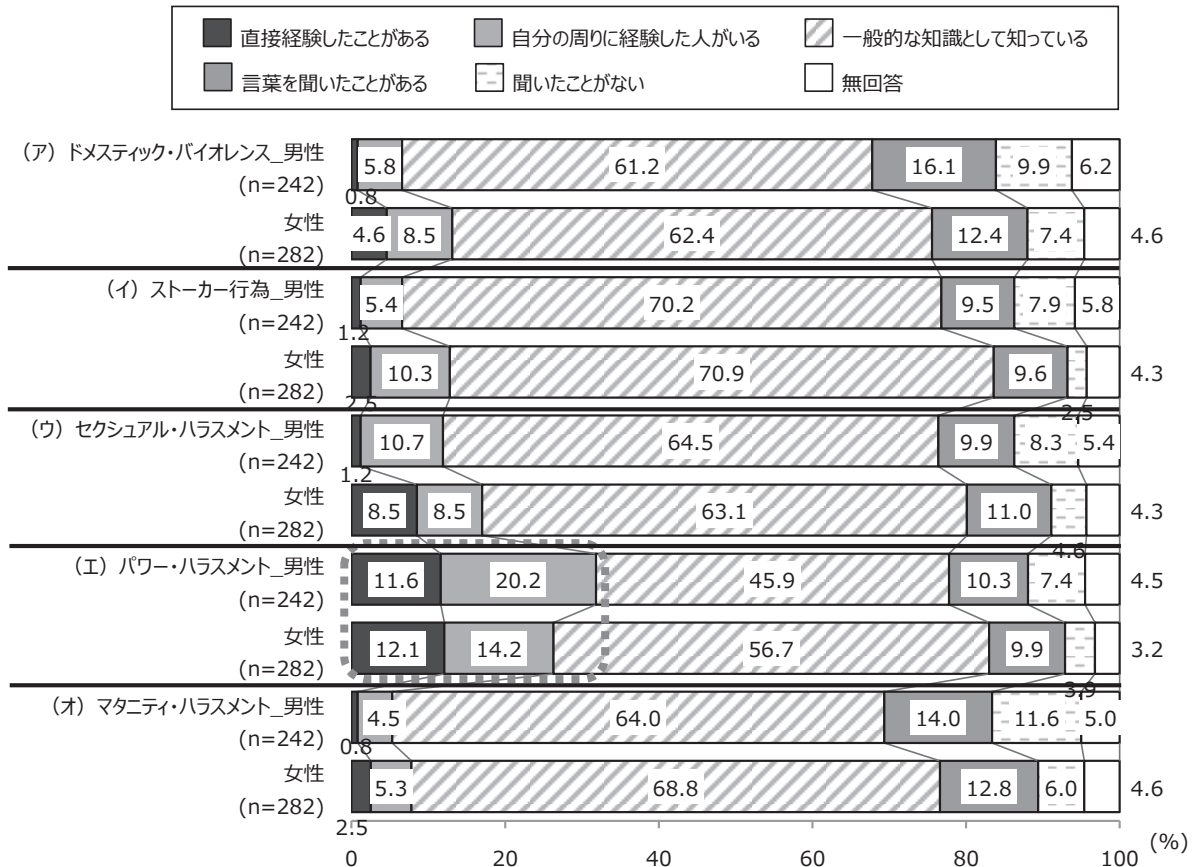


#### (4)男女間の暴力やハラスメントの状況

##### ①経験したり見聞きしたりしたことがあるもの

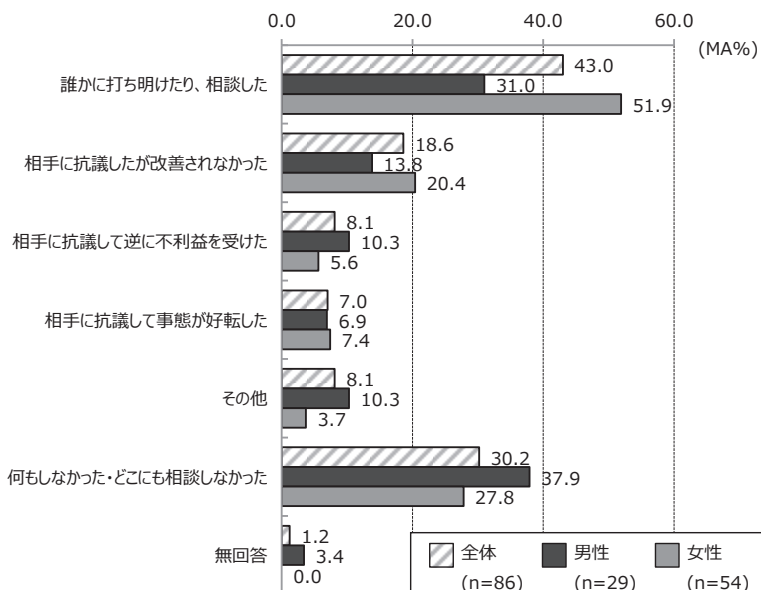
ドメスティック・バイオレンスやハラスメント<sup>10</sup>等の経験については、<(エ)パワー・ハラスメント>において、男女ともに「直接経験したことがある」と「自分の周りに経験した人がいる」の割合が最も高く、男女ともに身近な暴力といえます。女性においては、<(ア)ドメスティック・バイオレンス>、<(ウ)セクシュアル・ハラスメント>においても、自身や周囲の経験割合が比較的高くなっています。

【経験したり見聞きしたことがあるもの(男女別)】



##### ②被害を受けたときの対応

【被害を受けたときの対応(男女別)】



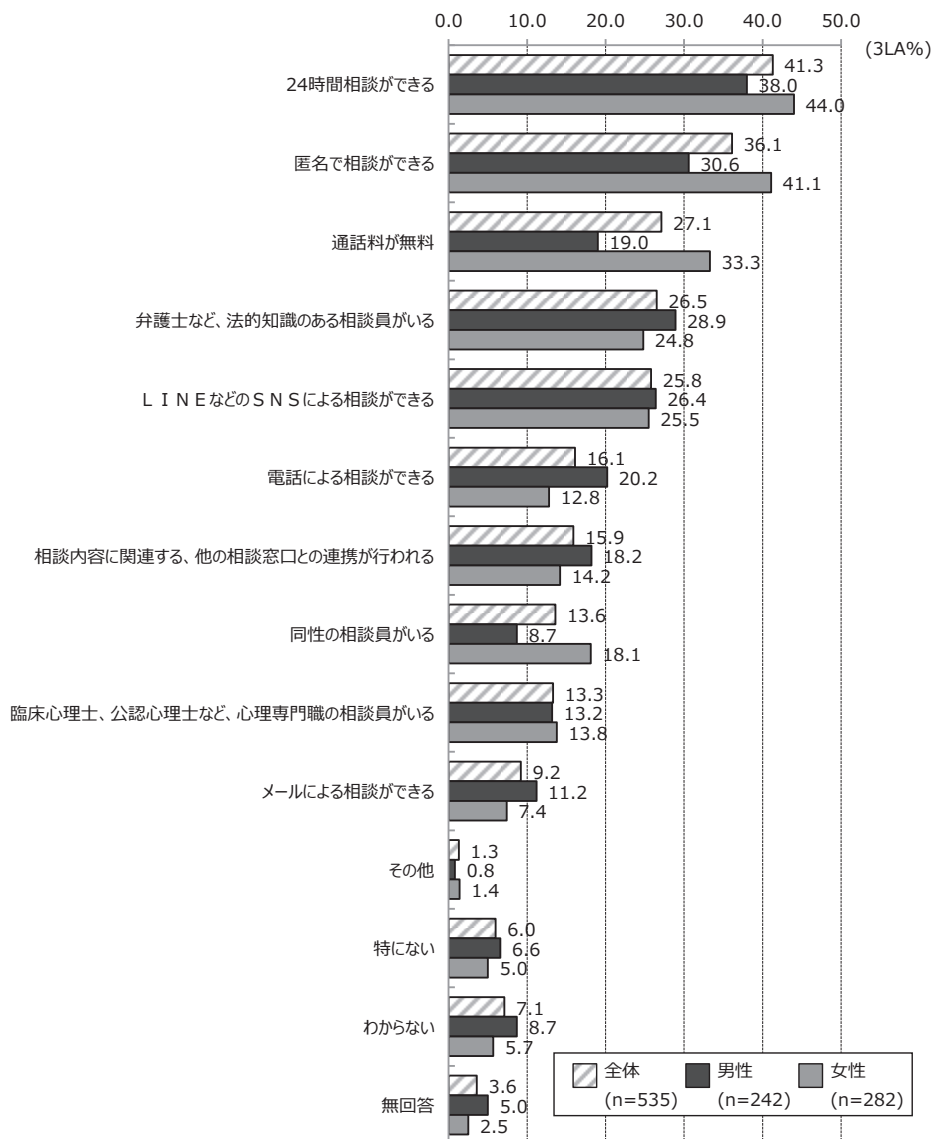
直接被害を経験した方が、被害を受けた時にどう対応したかについては、女性は「誰かに打ち明けたり、相談した」が最も高い一方、男性では「何もなかった・どこにも相談しなかった」が最も高くなっています。

また、女性の約2割は「相手に抗議したが改善されなかった」と回答しています。

### ③暴力や悩みに関する相談窓口を求める配慮

暴力や様々な悩みに関する相談窓口を求める配慮としては、男女とも「24時間相談できる」が最も高く、次いで「匿名で相談できる」が高くなっています。また、「LINEなどのSNSによる相談ができる」についても、男女とも約25%の回答があり、相談窓口へのニーズも時代の変化を反映しているといえます。

【暴力や悩みに関する相談窓口を求める配慮(男女別)】



### 3. 上郡町の現状と課題

#### (1)男女共同参画に関する意識改革・理解の促進

- 住民意識調査の結果をみると、男女の地位の平等感について、ほとんどの項目において「男性が優遇されている」という意識が高くなっており、その傾向は、男性に比べて女性においてより強くなっています。 社会通念・習慣・しきたり等における平等感では、「男性が優遇されている」が7割を超え、最も男女格差を感じる場面となっています。
- 「夫は仕事、妻は家庭」といった固定的な性別役割分担意識<sup>1)</sup>に対しては「反対」の回答が過半数を占めています。固定的な性別役割分担意識が解消されつつある一方で、実際には家事や育児、介護等を主に担うのは女性である場合が多いことも分かっており、意識と実生活にギャップがある状態となっています。
- 「男女共同参画」について、学んだり教えられたりした経験は、男女ともに「経験無し」が6割と過半数を占めており、男女共同参画に関する正しい理解や意識の醸成が十分でないと考えられます。



#### 課題に基づく今後の取り組み

- ◇ 性別による固定的な役割分担意識の解消は時代とともに徐々に進みつつありますが、実生活では未だ家事や育児、介護等を主に担うのは女性である場合が多く、その根底には、社会のあらゆる場面において、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)<sup>12)</sup>が根強く存在していることが考えられます。性別により一人ひとりが希望するライフスタイルの実現が妨げられないよう、社会全体における男女共同参画の意識の醸成を図る必要があります。
- ◇ 固定観念や無意識の思い込みは、往々にして幼少期から長年にわたり形成されるものであり、男女のいずれにも存在します。意識形成に大きな影響力を持つ学校教育において、男女共同参画の視点に立った学習や進路指導、学校運営を推進することは極めて重要です。
- ◇ 学校教育のみならず、幼児から高齢者に至る幅広い世代の住民や、企業、地域団体等への啓発活動等を積極的に行い、社会全体の意識改革・理解の促進に向けた取り組みが求められます。

## (2)雇用等における男女共同参画の推進と仕事と家庭生活の両立の推進

- 本町の女性の就業率は、妊娠・出産・子育て等で離職する傾向が見られるものの、県との比較においては高い水準となっています。働きやすい環境が整っていると見える一方、女性は非正規雇用労働者が多く、賃金や待遇面での男女間格差があり、女性が働き続け、活躍できる環境づくりが不十分であると考えられます。
- 住民意識調査結果からは、職場における「管理職への登用」、「賃金」等において、依然男性が優遇されている現状がうかがえます。
- 住民意識調査結果をみると、日常生活の現実と希望のギャップにおいて、男性は「家庭生活」をより優先したいと希望している場合でも、「仕事」偏重の生活になっていることがうかがえます。また、育児休業制度の利用経験は、女性が約4割を占める一方、男性では1割に満たないのが現状です。



### 課題に基づく今後の取り組み

- ◇ 女性は非正規雇用労働者の割合が高く、構造的により不安定な就業環境に置かれています。例えば新型コロナウイルス感染症の感染拡大のような社会全体に深刻な事象が生じた際には、特に女性に対して、雇用面や生活面で深刻な影響が及びます。女性のキャリアアップ支援や再就職支援等を行い、女性の就業機会の確保に取り組む必要があります。
- ◇ 職場での性別による待遇等の格差を是正する必要があり、昇進や賃金等における適正な評価はもちろん、男性が育児や介護に積極的に参画できるよう、男性も各種休業制度等を取得しやすい環境づくりが求められます。
- ◇ 男女が共に働き続けられる職場づくりのため、長時間労働を前提とした就労環境の見直しや、それぞれの希望するライフスタイルに応じた柔軟な就労形態の制度づくり等、職場の環境整備に向けた企業等への働きかけが重要となります。
- ◇ 仕事と生活の両立において、女性が「仕事」と「家庭」の二重負担を強いられている現状の改善に対応しつつ、男性が抱える辛さについても留意した取り組みが必要です。
- ◇ 引き続き保育・介護サービスの充実を図るとともに、家庭において夫婦が互いの希望を尊重しながら家事・育児・介護等を分担できるよう、男女の両方に向けた啓発活動や各種講座等のきっかけづくりが求められます。

### (3)安全・安心な暮らしの実現

- 近年、風水害や地震等の大規模災害が頻発しており、備えの重要性が増しています。住民意識調査結果をみると、防災・災害復興対策において、避難所のトイレや更衣室・洗濯干し場等が男女別に整備されていること、避難所運営に男女の両方の視点が取り入れられることを求める声が多くなっています。しかしながら、町の審議会である「防災会議」の女性委員は現時点では0人となっています。
- 本町においては、老年人口が4割に達する一方、合計特殊出生率は国や県の平均を大きく下回っており、少子高齢化が進行しています。また、核家族や単身世帯数が増加しており、この状況が進行すれば、地域の過疎化や地域コミュニティ機能の低下、社会保障費の増加等、暮らしや社会の様々な面において、生活上・健康上の困難に直面する人が増加することが予測されます。
- 男女の生物的な身体差や、社会的な原因により、心身の健康に関しても性差が存在します。本町における平均寿命の男女差は、女性が6歳長寿となっており、死因となる疾患等の傾向にも違いが見られます。
- 住民意識調査結果によると、女性の4.6%がDVを直接経験したことがある（過去または現在において）と回答しており、女性の約20人に1人はDVを受けたことがある計算となり、決して少ない数字とは言えません。



#### 課題に基づく今後の取り組み

- ◇ 誰もが安全・安心に暮らしていける社会を実現するためには、年齢や性別によって不利益や被害を受けることのないまちづくりが必要であり、あらゆる支援が求められます。
- ◇ 東日本大震災においては、避難所生活等における女性視点の不足が指摘される事例が多く発生しました。防災や復興に関する政策・方針決定過程の段階から女性の参画を拡大することが重要です。
- ◇ 社会情勢の変化により困難に直面する人たちが増加する中で、人生100年時代を迎えた現代において、性別の違いに配慮した生涯を通じた健康支援や福祉政策がより重要となります。
- ◇ 配偶者や交際相手に対する暴力（DV）をはじめとしたあらゆる暴力は人権侵害であり、いかなる場合でも決して許されるものではありません。暴力根絶に向けた各種啓発活動を行うとともに、相談窓口の周知・充実が不可欠です。
- ◇ インターネットの普及に伴い、暴力やハラスメントの在り方も多様化しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出自粛やテレワーク等の影響で男女とも家庭で過ごす時間が増加し、これに伴い、家庭内の暴力の増加や深刻化が懸念されています。時代に即した効果的な支援の在り方を常に検討し続ける必要があります。

#### (4)あらゆる分野における女性の活躍推進

- 住民意識調査の結果からは、男女の地位の平等感について、ほとんどの項目において「男性が優遇されている」という回答が高くなっており、政治の場における平等感では、「男性が優遇されている」が7割を超える結果となっています。
- 本町では、審議会等の委員、町議会議員、町職員、町職員管理職、自治会長のいずれにおいても、女性の割合が県の平均を下回っており、本町における町政や地域における女性の参画状況の改善は喫緊の課題といえます。
- 日本では建前上は男女平等の重要性が謳われる一方、実際の女性参画率は依然低い水準となっており、世界的にも日本のジェンダー格差の大きさが問題視されています。



#### 課題に基づく今後の取り組み

- ◇ あらゆる分野において、女性の意見を十分に反映させていくためには、政策方針決定過程への女性の登用を働きかけていくことが重要となります。特に町役場は男女共同参画のモデル組織となり、町内のあらゆる組織の手本となるよう積極的に男女共同参画を推進する必要があります。
- ◇ 平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ<sup>13</sup>」において、「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられ、2030年までに「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指すことが宣言されました。SDGsの17の目標のうち、5番目の目標として「ジェンダー平等とすべての女性及び女児のエンパワメント<sup>14</sup>」が掲げられています。本町においても、町政や地域における女性の参画状況の改善に向けて数値目標を掲げ、実行力のある取り組みを推進する必要があります。
- ◇ 地域活動や経済活動においても、女性の活躍を推進する必要があり、住民活動や企業等の幅広い分野を対象とした啓発活動及び、担い手づくりを支援していくことが重要となります。

#### 【SDGs 目標5】

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



#### 【ジェンダーギャップ指数<sup>15</sup>(2022)上位国及び主な国の順位】

順位	国名	値	順位	国名	値
1	アイスランド	0.908	22	英国	0.780
2	フィンランド	0.860	27	米国	0.769
3	ノルウェー	0.845	63	イタリア	0.720
4	ニュージーランド	0.841	79	タイ	0.709
5	スウェーデン	0.822	99	韓国	0.689
10	ドイツ	0.801	102	中国	0.682
15	フランス	0.791	<b>116</b>	<b>日本</b>	<b>0.650</b>

資料：世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2022」

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

本町では、住民一人ひとりが男女共同参画や多様性の尊重についての理解を深め、性別や世代などの違いを認め合い、誰もがいきいきと生活できる社会の実現を目指します。

家庭、学校、地域、職場、政治の場などにおいて、固定観念にとらわれた社会制度や慣行を見直し、誰もが等しく、多様な価値観や生き方が尊重され活躍できる社会を目指し、以下を本計画の基本理念に掲げます。

誰もがいきいきと生活できる社会の実現



## 2. 基本目標

基本理念の実現に向けた具体的な行動指針を示すため、以下の4つの基本目標を設定し、本計画の施策を体系的に取り組みます。

### (1)男女共同参画に関する意識改革・理解の促進

男女共同参画社会実現のためには、固定的な性別役割分担意識による意識・慣習を見直すことが第一歩となります。全年齢層に向けた意識啓発を推進するとともに、あらゆる学習の場での男女共同参画の視点に立った教育・学習を推進していきます。

### (2)雇用等における男女共同参画の推進と仕事と家庭生活の両立の推進

近年では企業における取り組みや行政による育児支援策・社会の変化等を背景として、結婚や出産にかかわらず就労を続ける女性が増加しています。一方で、依然として性別による固定的役割分業意識が残り、家事、子育て、介護等の負担が女性に偏ることも多くあります。職場においても、これまでの男性の働き方を前提とした諸制度を見直す必要があります。女性のためのみならず、男性を含めた誰もがワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を実現できる社会を目指し、誰もが活躍し、安心して働ける職場づくりを促進します。

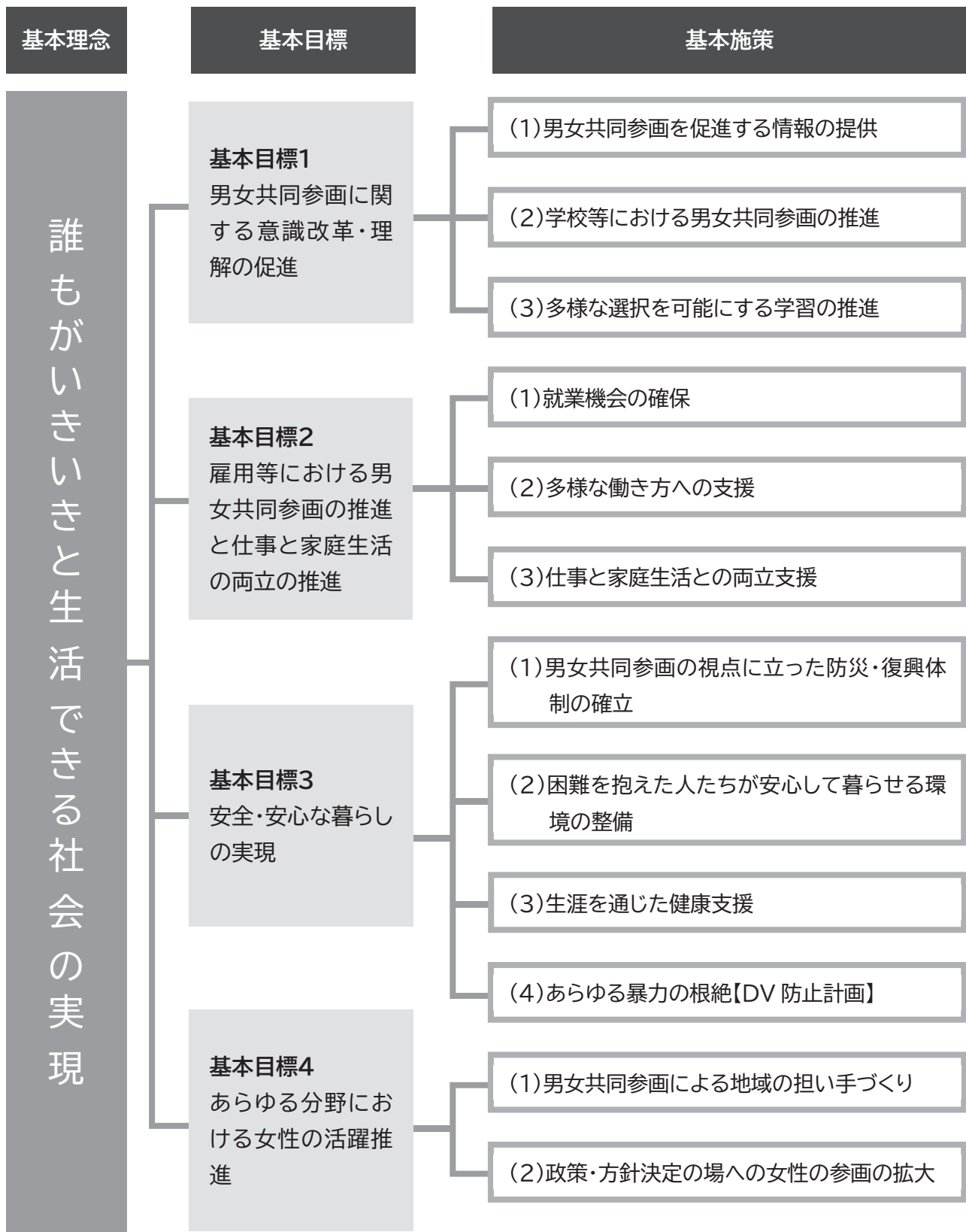
### (3)安全・安心な暮らしの実現

近年頻発する風水害や地震等の大規模災害の経験も踏まえ、男女共同参画の視点から防災力の向上に取り組みます。さらに男女間のあらゆる暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。あらゆる暴力の根絶に向けた取り組みを推進するとともに、“人生100年時代”を見据えて、ライフステージに対応した暮らし・健康への支援を推進していきます。

### (4)あらゆる分野における女性の活躍推進

持続可能で活力ある社会を次世代に引き継いでいくためには、政治の場、政策・方針決定の場、就労・雇用の場、教育の場、家庭、地域社会等、あらゆる場面における男女共同参画を推進していくことが不可欠です。誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指します。

### 3. 施策の体系



## 第4章 計画の展開

### 基本目標1 男女共同参画に関する意識改革・理解の促進

#### (1)男女共同参画を促進する情報の提供

男女共同参画社会の理念を正しく理解することが、男女共同参画の推進に係る全ての取り組みの基盤となります。人々の意識の中に根強く残っている性別に基づく固定的な役割分担意識を解消し、性別に関わりなくその個性と能力を発揮できるよう、男女平等及び人権尊重の意識を醸成するための情報提供・啓発活動に取り組みます。

事業名	内容	担当課
男女共同参画社会の形成のための普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画に関する情報や正しい知識を、ホームページや広報誌等を活用して普及啓発を行います。</li> <li>男女共同参画週間などの機会を通じて、各種キャンペーン等の啓発活動を行います。</li> </ul>	生涯学習課
男女共同参画プランの周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画の内容を広く住民に周知するため、ホームページや広報誌等による情報発信を行います。</li> </ul>	生涯学習課
町職員の意識・資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>各施策の推進にあたって男女共同参画の視点が含まれたものとなるよう、町職員の意識・資質の向上を目的とした情報提供・研修等を実施します。</li> <li>「上郡町特定事業主行動計画」に基づき、性別に関わらず活躍できる町職員の職場環境づくりを推進します。</li> </ul>	総務課
男女共同参画に関する図書の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>図書館において、男女共同参画や人権に関する関連図書の充実を図ります。</li> <li>「男女共同参画週間」等の機会を捉えて、関連書籍の特設コーナーを設けるなど、情報発信に努めます。</li> </ul>	生涯学習課
人権啓発事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権啓発作品のケーブルテレビでの放映・貸し出しや広報等を利用した情報発信により、家庭内における人権の問題や各種ハラスメント等、男女共同参画を含めた啓発を行います。</li> </ul>	教育推進課



## (2)学校等における男女共同参画の推進

男女共同参画意識の醸成にあたっては、幼少期からの環境や学習が重要となります。学校教育等において、男女共同参画の視点に立った教育環境の整備や、学習・指導を推進します。

事業名	内容	担当課
男女共同参画の視点に立った教育・保育の充実	・児童・生徒の活動全体を通じて総合的かつ計画的に、男女共同参画の視点に立った教育・保育の充実を図ります。	教育推進課
教育・保育にあたる職員の意識の向上	・男女共同参画の視点に立った教育活動を行えるよう、教職員の資質向上を目的とした研修等の充実を図ります。 ・「第2次男女共同参画 教職員支援ひょうごプラン」に基づき、性別に関わらず活躍できる教職員の職場環境づくりに向けた取り組みを実施します。	教育推進課

## (3)多様な選択を可能にする学習の推進

幅広い年代の住民を対象に、職場、家庭、地域等のあらゆる場面における教育・学習機会の充実を図り、男女平等及び人権尊重の意識が住民に浸透し、誰もが違いや個性を尊重し合えるまちづくりを目指します。

事業名	内容	担当課
自己実現のできる生涯学習の充実	・あらゆる性年代の住民の自立・選択を可能にするための各種講座の充実を図ります。 ・各種講座が、性年代問わず参加しやすいよう、託児サービスの充実や開講時間の配慮に努めます。	生涯学習課
人権啓発に関する講演会の開催	・「人権のつどい」、「人権教育研究大会」等の人権に関する講演会を実施し、人権意識を広く住民に啓発します。	教育推進課



## ◆基本目標1における目標値

### 【活動指標】

種類	基本施策／事業名	指標	実績値 (令和4年)	目標値 (令和9年)
活動	男女共同参画社会の形成のための普及啓発	広報誌での男女共同参画に関する情報発信回数	1回／年	1回／年
活動	町職員の意識・資質の向上	町職員向けの男女共同参画をテーマとした研修への職員の派遣	1回／年	1回／年
活動	男女共同参画に関する図書 の充実	図書館における「男女共同参画」をテーマとしたキャンペーン実施回数	(R3)1回／年	1回／年
		男女共同参画関連図書の貸し出し件数	—	10件／年
活動	人権啓発に関する講演会の開催	人権に関する講演会 実施回数	1回／年	1回／年

### 【成果指標】

種類	基本施策／事業名	指標	実績値 (令和4年)	目標値 (令和9年)
成果	基本施策(1)男女共同参画を促進する情報の提供	「夫は外で働き妻は家庭を守るべき」の割合(アンケート)	16.4%	10%未満
成果	基本施策(1)男女共同参画を促進する情報の提供	社会全体でみて男女平等と思う割合(アンケート)	16.4%	20%以上



## 基本目標2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と家庭生活の両立の推進

### (1)就業機会の確保

職業能力の開発、再就職や起業等に関する情報提供、相談・学習機会を提供するとともに、特に女性の就業機会の確保に向けた情報提供や支援を行うことで、働く場における女性の活躍を推進します。

事業名	内容	担当課
再就職や起業、継続就業、働き方の見直しをめざす女性の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性のための働き方セミナー（兵庫県・上郡町共催）」を開催し、再就職や起業、継続就業、働き方の見直しをめざす女性を支援し、講師からの助言を得るとともに、同じ悩みを持つ者同士が情報交換できる機会を提供します。</li> <li>・再就職や起業、働き方の見直し、地域活動など新たに何かを始めたいチャレンジする女性への適切な支援のため、「出前チャレンジ相談（兵庫県・上郡町共催）」を開催します。</li> </ul>	生涯学習課
起業等のキャリアアップ支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・起業のための知識や経営のノウハウ等の情報提供や講座を開催し、起業家の育成・支援を図ります。</li> </ul>	地域振興課
再就職支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再就職を支援するため、求人情報や就職相談・セミナー等、ハローワーク等と連携した各種情報の提供を推進します。</li> </ul>	地域振興課

### (2)多様な働き方への支援

性別に関わらず、誰もが働き続けられる環境整備や、均等な就労機会や待遇が確保されるよう、職場における多様な働き方や、男女共同参画の視点に立った採用・人事活動が行われるよう、企業等に働きかけを行います。また、性別にかかわらず本人の意思を尊重した職業選択ができるよう、性別にとらわれない職業観の育成を推進します。

事業名	内容	担当課
多様な就労形態の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短時間勤務やフレックスタイム制、在宅勤務等、あらゆるライフスタイルに応じた多様な働き方の普及に向けて企業への情報提供を行います。</li> </ul>	地域振興課
均等な就労機会・待遇確保に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性別に関わらず均等な就労機会と待遇の確保に向けて、男女共同参画の視点に立った採用活動や人事評価が行われるよう、企業に情報提供を行います。</li> </ul>	地域振興課
性別にとらわれない職業観の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校における進路指導や、中学生が地域で職場体験を行う「トライやる・ウィーク」等を通じて、生徒本人が個性と能力を尊重した選択ができるよう、性別にとらわれない職業観を育みます。</li> </ul>	教育推進課

### (3)仕事と家庭生活との両立支援

仕事と家庭生活の両立を支援するための、各種保育・介護サービス等の充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスを推進する上で、重要な主体となる企業に対して働きかけを行い、その必要性の理解促進を図ります。また、家事・育児等への参画を促進する情報提供を行います。

事業名	内容	担当課
就労形態に合わせた保育サービスの提供	・町内の認定こども園3園において、通常保育をはじめ、保育枠の子どもを対象とした延長保育や、幼稚園枠の子どもを対象とした預かり保育を実施するなど、保護者の多様な就労形態にあった保育サービスを提供します。	教育推進課
子育て学習センター事業の実施	・保護者が就労や急病等で保育できない理由がある場合や、育児の負担を軽減したい場合などに、子育て学習センターにて、一時預かり事業を実施します。 ・すこやか子育て教室や、施設開放等による子ども及び保護者の居場所づくり、家庭相談員による子育て相談を実施し、安心して楽しんで子育てができるよう、保護者を支援します。	教育推進課
病後児保育の実施	・子育てと就労の両立支援の一環として、「病気の回復期」に、普段通っている保育施設や小学校での集団生活が難しい場合に、陽光こども園にて「病後児保育」を実施します。	教育推進課
学童クラブの実施	・保護者が仕事や病気等の場合に、小学校の放課後に児童が安全に生活できる場として学童クラブを実施し、共働き・ひとり親家庭等の仕事と子育ての両立を支援します。	教育推進課
介護保険サービスの普及啓発	・介護が必要な要介護・要支援者がいる家庭において、介護保険サービスが適切に利用できるよう、情報提供や相談支援、各種講座等を通して、制度やサービスの周知に努め、介護者が介護をしながら働き続けることができるよう支援します。	国保介護支援課
障がい福祉サービスの普及啓発	・障がい福祉サービスの利用を通じて、介護者が介護をしながら働き続けることができるよう、各種制度やサービスの周知に努めます。	健康福祉課
仕事と生活の調和に関する意識啓発	・仕事と生活の調和を普及するため、企業等に対して意識啓発を促すための情報提供を行います。	地域振興課
育児・介護休業制度などの普及	・性別に関わらず育児・介護休業などの制度を利用しやすい環境づくりを推進するよう、企業への情報提供を行います。	地域振興課
男性の家事・育児参画への啓発、講座の実施	・男性の家事・育児等への参画を促進するための情報提供を推進するとともに、講座等の学習機会の提供やネットワークづくりを行います。	健康福祉課

事業名	内容	担当課
男性の介護参画への啓発、講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性の介護への参画を促進するための情報提供や講座等の啓発活動を推進するとともに、男性が利用しやすい相談支援や介護者同士の情報交換の機会を充実させます。</li> </ul>	国保介護支援課
町役場における両立支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町役場自らが男女共同参画のモデル職場となるためにも、性別にかかわらず、産前・産後休業・育児休業・介護休業等の取得促進を図り、性別に関わらず働き続けられるよう職場環境の整備・改善に取り組みます。</li> </ul>	総務課



## ◆基本目標2における目標値

### 【活動指標】

種類	基本施策／事業名	指標	実績値 (令和4年)	目標値 (令和9年)
活動	再就職や起業、継続就業、働き方の見直しをめざす女性の支援	「女性のための働き方セミナー」実施回数	1回／年	1回／年
		「出前チャレンジ相談」実施回数	(R3)1回／年	1回／年
活動	起業等のキャリアアップ支援	起業のための講座 実施回数	7回／年	7回／年
活動	再就職支援の充実	ハローワーク出張相談 実施回数	12回／年	12回／年
		若者サポートステーション出張相談 実施回数	6回／年	6回／年
活動	男性の介護参画への啓発、講座の実施	介護者のつどい 実施回数	(R3)1回／年	6回／年
活動	障がい福祉サービスの普及啓発	各種制度やサービスの広報・HPでの周知回数	12回／年	12回／年
活動	男性の家事・育児参画への啓発・講座の実施	講座の実施回数	12回／年	12回／年

### 【成果指標】

種類	基本施策／事業名	指標	実績値 (令和4年)	目標値 (令和9年)
成果	均等な就労機会・待遇確保に向けた取り組み	職場の中が男女平等と思う割合(アンケート)	25.8%	30%以上
成果	就労形態に合わせた保育サービスの充実	待機児童数	0人／年	0人／年
成果	仕事と生活の調和に関する意識啓発	ワーク・ライフ・バランスの現実と希望のギャップ～「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」ともに優先の割合～(アンケート)	14.8 <sup>ポ</sup> 差	5 <sup>ポ</sup> 未満
		家庭生活の中が男女平等と思う割合(アンケート)	35.5%	50%以上
成果	育児・介護休業制度などの普及	男性の育児休業制度利用率(アンケート)	6.3%	30%
成果	町役場における両立支援体制の整備	男性職員の配偶者出産休暇取得率	62.5% (H29～R3 平均)	70%
		男性職員の育児休業取得率	5.9% (H29～R3 平均)	30%
		年次休暇の取得率	24%	35%

## 基本目標3 安全・安心な暮らしの実現

### (1)男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立

いざという非常時に性別によるニーズの差に配慮した災害対策が適切に行われるよう、平常時から男女共同参画の視点に立った防災体制の整備を推進します。

事業名	内容	担当課
性別によるニーズの差に配慮した災害対策、防災体制の整備	・災害発生時において、性別によるニーズの違いに配慮した避難所運営等の被災者支援や復興事業が図れるよう、男女共同参画の視点に立った災害・防災体制の充実に取り組みます。	住民課
自主防災組織における女性参画の促進	・自主防災組織の育成・強化及び、地域における防災・復興への女性の参画を促進します。	住民課

### (2)困難を抱えた人たちが安心して暮らせる環境の整備

ひとり親家庭や高齢者、障がい者、在住外国人、性的少数者(セクシュアルマイノリティ)<sup>16</sup>等、複合的な困難を抱えやすい状況にある住民が安心してまちで暮らすことができるよう、各種サービスや相談支援を充実し、地域社会全体で支えるための環境整備を図ります。

事業名	内容	担当課
複合的な困難を抱える方に関する相談体制の充実	・「高齢者総合相談窓口」としての地域包括支援センターの機能強化を図り、高齢者等の介護・福祉・健康・医療をはじめ、生活の中での困りごとや心配ごとの相談に応じます。 ・「重層的支援体制整備事業」として、子ども・障がい者・高齢者・外国人・生活困窮者等に対する、複数の生活上の課題に対応した分野横断的な体制の整備を進めます。	健康福祉課 国保介護支援課
「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づく施策の充実	・高齢者が地域で生き生きと安心して生活できるよう、「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づく介護・介護予防等の各種サービスを推進し、「地域共生社会」の実現を目指します。	国保介護支援課
「障害者計画及び障害福祉計画」に基づく施策の充実	・障がい者が自立した日常生活や社会生活を営み、安心して暮らすことができるよう、「障害者計画及び障害福祉計画」に基づく障害者福祉サービス・相談支援体制の充実を図ります。	健康福祉課
性の尊重や多様性についての教育・情報発信	・性の尊重や多様性について正しい理解を深める教育や情報発信に取り組み、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指します。	教育推進課

### (3)生涯を通じた健康支援

誰もが性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)<sup>17</sup>について正しい知識を持ち、妊娠・出産等に係る主体的な選択をしていくことができるよう情報提供を図ります。また、性差に配慮した生涯にわたる健康づくりの支援に取り組みます。

事業名	内容	担当課
思春期保健事業(いのちの大切な学び教室)の実施	・中学2年生を対象とした思春期保健事業において、妊娠や出産、健康教育(性教育)について正しい知識や情報を提供し、それぞれの性を尊重できる意識を育みます。	健康福祉課
健康づくりと介護予防の推進	・生活習慣や身体の性差により、健康づくりや高齢期における介護ニーズが性別により異なることを念頭に、男女共同参画の視点に立った健康の維持増進・介護予防等の充実を図ります。	健康福祉課 国保介護支援課

### (4)あらゆる暴力の根絶【DV防止計画】

男女間のあらゆる暴力の根絶に向け、住民や企業に対して啓発活動を行うとともに、ドメスティック・バイオレンス(DV)やセクシュアル・ハラスメント等の多様化する暴力に対し、相談事業の充実や関係機関との連携強化を図り、暴力の予防と被害からの回復のための取り組みを推進します。

事業名	内容	担当課
DV防止法やストーカー規制法等、法律の周知・啓発	・ホームページや広報誌、DV周知啓発ポスター等を活用し、DV防止法やストーカー規制法に関する周知・啓発及び相談窓口等の周知を図ります。	健康福祉課
DV等被害の早期発見に向けた取り組み	・保健・医療機関や教育・保育関係者、福祉関係者、民生委員児童委員などに対し、DVに対する情報提供を行い、被害者の早期発見に連携して取り組み、通報体制の周知を図ります。	健康福祉課
DVやストーカー行為被害者等の支援に向けた関係機関との連携強化	・被害者保護のため、庁内連携をはじめ、県や警察署等の関係機関との連携強化を図ります。 ・関係機関の対応状況や課題等についての情報交換や研修会の実施等により連携の強化を図るとともに、スムーズな対応・支援をするため適宜「上郡町DV対策推進会議」を開催します。	健康福祉課 住民課
母子等緊急一時保護の充実と被害者の自立支援の推進	・DV等の被害を受けた親子の身の安全を確保するため、緊急一時保護の支援を行います。	健康福祉課

事業名	内容	担当課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者が落ち着いた生活を取り戻せるように、就労・子育て支援、経済面での援助や住宅確保等、関係機関と連携しながら、自立に向けた支援を行います。</li> </ul>	
あらゆるハラスメントの防止に向けた意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種講座・広報誌や啓発資料等、多様な機会・媒体を活用して、職場・学校・地域等におけるあらゆるハラスメントの防止に向けた意識啓発を推進します。</li> </ul>	生涯学習課 総務課
企業等に対するハラスメント防止の周知啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内事業所・労働者を対象に、あらゆるハラスメントに関する正しい知識の周知のため情報提供を行います。</li> </ul>	地域振興課
高齢者・障がい者虐待防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者・障がい者虐待に関する正しい知識や理解を図るため、広報・パンフレット・ホームページ等を活用して啓発活動を行うとともに、早期発見、迅速な対応を進めるため、通報・相談窓口の周知と関係機関との連携強化に努めます。</li> <li>・性的虐待の危険性を念頭に入れ、男女共同参画の視点に配慮したきめ細やかな支援を実施します。</li> </ul>	健康福祉課 国保介護支援課



## ◆基本目標3における目標値

### 【活動指標】

種類	基本施策／事業名	指標	実績値 (令和4年)	目標値 (令和9年)
活動	性別によるニーズの差に配慮した災害対策、防災体制の整備	生理用品保有数	2,578 枚	2,578 枚
		パーテーション保有数	150 セット	150 セット
活動	複合的な困難を抱える方に関する相談体制の充実	重層的支援体制整備事業	未実施	実施
活動	思春期保健事業(いのちの大切さ学び教室)の実施	思春期保健事業(いのちの大切さ・性教育) 中学2年生を対象 実施回数/参加人数	1回/年 101人/年	1回/年 100人/年
活動	DV 防止法やストーカー規制法等、法律の周知・啓発	ホームページ・広報により、DV 等の相談窓口に関する情報発信回数	12回/年	12回/年
		相談窓口情報のパンフレット配布	12回/年	12回/年
活動	DV やストーカー行為被害者等の支援に向けた関係機関との連携強化	DV対応研修会またはDV対策推進会議の開催	3回/年	3回/年
活動	母子等緊急一時保護の充実と被害者の自立支援の推進	緊急一時保護の実施件数	0件/年	0件/年
活動	あらゆるハラスメントの防止に向けた意識啓発	町職員の倫理に関する研修への派遣(総務課)	2人/年	2人/年
活動	高齢者・障がい者虐待防止の推進	広報誌による高齢者虐待予防に関する周知回数(国保介護支援課)	1回/年	1回/年

### 【成果指標】

種類	基本施策／事業名	指標	実績値 (令和4年)	目標値 (令和9年)
成果	あらゆるハラスメントの防止に向けた意識啓発	DV を直接経験したことがある女性割合(アンケート)	4.6%	減少
		DV を直接経験したことがある男性割合(アンケート)	0.8%	減少
成果	あらゆるハラスメントの防止に向けた意識啓発	セクハラを直接経験したことがある女性割合(アンケート)	8.5%	減少
		セクハラを直接経験したことがある男性割合(アンケート)	1.2%	減少

## 基本目標4 あらゆる分野における女性の活躍推進

### (1)男女共同参画による地域の担い手づくり

性別による固定的な役割分担からなる地域の慣行や考え方が、地域における様々な活動における多様で平等な住民の参画の妨げとならないよう、意識改革に向けた情報発信、啓発活動を図るとともに、地域の担い手づくりを推進します。

事業名	内容	担当課
男女共同参画による地域活動の推進	・男女共同参画の推進に向けて、住民が活発な活動を進められるように、学習や交流等の活動拠点となる場を提供するとともに、情報提供等を行います。	全課
リーダー養成に向けたセミナー等の情報提供	・地域活動における意思決定に女性が参画できるよう、地域団体、ボランティア、NPO 等で活躍する女性リーダーの人材育成に向け、情報提供を行います。	生涯学習課
農林業等における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次代を担う能力のある女性農業者の育成と活躍状況の発信や女性農業者の確保に向け、就農イベントの開催や様々な機会を通じて啓発活動を行います。</li> <li>・農林業等の自営業において、男女がともに経営のパートナーとして協力し合えるように、認定農業者の共同申請等の推進や、女性の経営管理能力・技術向上のための講習の実施、女性農業者のグループづくりを行います。</li> <li>・固定的な性別役割分担意識を解消し、就労条件を明確にした家族経営協定<sup>18</sup>の締結を推進するなど、農林業等の自営業における女性の労働に対する正当な評価を得られるよう、各種制度の啓発を進めます。</li> </ul>	農林振興課

### (2)政策・方針決定の場への女性の参画の拡大

政策・方針決定過程における男女の平等な参画は、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現にとって極めて重要な要件と言えます。町の審議会や職員等の町政における男女共同参画を推進するとともに、まちづくりへの住民の参画を促進し、多様な意見が反映されるまちの実現を目指します。

事業名	内容	担当課
女性委員登用の促進	・男女がともに意思決定の場に参画できるよう、審議会等へ女性委員の登用を推進します。	全課

事業名	内容	担当課
町職員の管理職等への女性職員の積極的登用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「上郡町特定事業主行動計画」において女性の管理職の登用目標を設定し、職員の意欲と能力の把握に努め、女性職員の登用に努めます。</li> <li>・町職員における女性の職域拡大と管理職への登用を促進するため、女性職員を対象に、キャリアアップやモチベーション向上に資する研修への派遣を実施します。</li> </ul>	総務課
住民参画の機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民からの意見を収集するためのパブリックコメントや、意見交換会等の実施などを全庁的に広く取り入れ、女性も含む多様な意見が町行政に反映されるよう工夫します。</li> </ul>	全課
町の制度、施策の点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策全般にかかわるすべての領域、政策分野にジェンダー平等の視点を入れることを目的に、町の諸制度・施策を定期的に点検し、必要に応じて改善を図ります（ジェンダー主流化<sup>19</sup>）。</li> </ul>	全課

## ◆基本目標4における目標値

### 【活動指標】

種類	基本施策／事業名	指標	実績値 (令和4年)	目標値 (令和9年)
活動	町職員の管理職等への女性職員の積極的登用	キャリアアップ研修への女性職員の派遣	2人／年	2人／年

### 【成果指標】

種類	基本施策／事業名	指標	実績値 (令和4年)	目標値 (令和9年)
成果	農林業等における男女共同参画の推進	認定農業者（女性の役員を有する法人及び共同申請を含む）	4経営体	5経営体
		家族経営協定 締結数	3件	3件
		女性の新規就農者数	1名	1名
成果	男女共同参画による地域活動の推進	自治会等の地域活動が男女平等と思う割合（アンケート）	27.5%	50%以上
成果	女性委員登用の促進	審議会等における女性委員の割合	19%	30%以上 60%以下
		政治の場で男女平等と思う割合（アンケート）	12.3%	15%以上
成果	町職員の管理職等への女性職員の積極的登用	町職員の管理職に占める女性の割合	20%	30%

## 第5章 目標値一覧

「上郡町男女共同参画プラン」において設定する目標値は以下の通りです。

### ◆基本目標1における目標値

種類	基本施策／事業名	指標	実績値 (令和4年)	目標値 (令和9年)
活動	男女共同参画社会の形成のための普及啓発	広報誌での男女共同参画に関する情報発信回数	1回／年	1回／年
活動	町職員の意識・資質の向上	町職員向けの男女共同参画をテーマとした研修への職員の派遣	1回／年	1回／年
活動	男女共同参画に関する図書 の充実	図書館における「男女共同参画」をテーマとしたキャンペーン実施回数	(R3)1回／年	1回／年
		男女共同参画関連図書の貸し出し件数	—	10件／年
活動	人権啓発に関する講演会の開催	人権に関する講演会 実施回数	1回／年	1回／年
成果	基本施策(1)男女共同参画を促進する情報の提供	「夫は外で働き妻は家庭を守るべき」の割合(アンケート)	16.4%	10%未満
成果	基本施策(1)男女共同参画を促進する情報の提供	社会全体でみて男女平等と思う割合(アンケート)	16.4%	20%以上

### ◆基本目標2における目標値

種類	基本施策／事業名	指標	実績値 (令和4年)	目標値 (令和9年)
活動	再就職や起業、継続就業、働き方の見直しをめざす女性の支援	「女性のための働き方セミナー」実施回数	1回／年	1回／年
		「出前チャレンジ相談」実施回数	(R3)1回／年	1回／年
活動	起業等のキャリアアップ支援	起業のための講座 実施回数	7回／年	7回／年
活動	再就職支援の充実	ハローワーク出張相談 実施回数	12回／年	12回／年
		若者サポートステーション出張相談 実施回数	6回／年	6回／年
活動	男性の介護参画への啓発、講座の実施	介護者のつどい 実施回数	(R3)1回／年	6回／年
活動	障がい福祉サービスの普及啓発	各種制度やサービスの広報・HPでの周知回数	12回／年	12回／年

種類	基本施策／事業名	指標	実績値 (令和4年)	目標値 (令和9年)
活動	男性の家事・育児参画への啓発・講座の実施	講座の実施回数	12回／年	12回／年
成果	均等な就労機会・待遇確保に向けた取り組み	職場の中が男女平等と思う割合(アンケート)	25.8%	30%以上
成果	就労形態に合わせた保育サービスの充実	待機児童数	0人／年	0人／年
成果	仕事と生活の調和に関する意識啓発	ワーク・ライフ・バランスの現実と希望のギャップ～「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」ともに優先の割合～(アンケート)	14.8 <sup>ポイント</sup> 差	5 <sup>ポイント</sup> 未満
		家庭生活の中が男女平等と思う割合(アンケート)	35.5%	50%以上
成果	育児・介護休業制度などの普及	男性の育児休業制度利用率(アンケート)	6.3%	30%
成果	町役場における両立支援体制の整備	男性職員の配偶者出産休暇取得率	62.5% (H29～R3 平均)	70%
		男性職員の育児休業取得率	5.9% (H29～R3 平均)	30%
		年次休暇の取得率	24%	35%

### ◆基本目標3における目標値

種類	基本施策／事業名	指標	実績値 (令和4年)	目標値 (令和9年)
活動	性別によるニーズの差に配慮した災害対策、防災体制の整備	生理用品保有数	2,578 枚	2,578 枚
		パーテーション保有数	150 セット	150 セット
活動	複合的な困難を抱える方に関する相談体制の充実	重層的支援体制整備事業	未実施	実施
活動	思春期保健事業(いのちの大切さ学び教室)の実施	思春期保健事業(いのちの大切さ・性教育) 中学2年生を対象 実施回数/参加人数	1回/年 101 人/年	1回/年 100 人/年
活動	DV防止法やストーカー規制法等、法律の周知・啓発	ホームページ・広報により、DV 等の相談窓口に関する情報発信回数	12 回/年	12 回/年
		相談窓口情報のパンフレット配布	12 回/年	12 回/年
活動	DV やストーカー行為被害者等の支援に向けた関係機関との連携強化	DV対応研修会またはDV対策推進会議の開催	3回/年	3回/年
活動	母子等緊急一時保護の充実と被害者の自立支援の推進	緊急一時保護の実施件数	0件/年	0件/年
活動	あらゆるハラスメントの防止に向けた意識啓発	町職員の倫理に関する研修への派遣(総務課)	2人/年	2人/年
活動	高齢者・障がい者虐待防止の推進	広報誌による高齢者虐待予防に関する周知回数(国保介護支援課)	1 回/年	1 回/年
成果	あらゆるハラスメントの防止に向けた意識啓発	DV を直接経験したことがある女性割合(アンケート)	4.6%	減少
		DV を直接経験したことがある男性割合(アンケート)	0.8%	減少
成果	あらゆるハラスメントの防止に向けた意識啓発	セクハラを直接経験したことがある女性割合(アンケート)	8.5%	減少
		セクハラを直接経験したことがある男性割合(アンケート)	1.2%	減少

◆基本目標4における目標値

種類	基本施策／事業名	指標	実績値 (令和4年)	目標値 (令和9年)
活動	町職員の管理職等への女性職員の積極的登用	キャリアアップ研修への女性職員の派遣	2人／年	2人／年
成果	農林業等における男女共同参画の推進	認定農業者(女性の役員を有する法人及び共同申請を含む)	4経営体	5経営体
		家族経営協定 締結数	3件	3件
		女性の新規就農者数	1名	1名
成果	男女共同参画による地域活動の推進	自治会等の地域活動が男女平等と思う割合(アンケート)	27.5%	50%以上
成果	女性委員登用の促進	審議会等における女性委員の割合	19%	30%以上 60%以下
		政治の場で男女平等と思う割合(アンケート)	12.3%	15%以上
成果	町職員の管理職等への女性職員の積極的登用	町職員の管理職に占める女性の割合	20%	30%

## 第6章 計画の推進に向けて

### 1. 庁内の推進体制

本計画は男女共同参画に関する関係部局の施策を一体的に推進するものであり、生涯学習課を中心に、組織横断的な庁内連絡会議を運営するとともに、町の各施策が男女共同参画の視点に立ったものとなるよう、町職員の意識・資質の向上を図ります。

また、上郡町総合計画及び関連する計画、諸制度との整合性を保ち、総合的な施策展開に努めます。

### 2. 住民・関係団体等と連携した推進

国や県の方針を十分考慮したうえで、本町の地域特性や住民の意見を施策に反映させるため、男女共同参画プランの見直しの際には、学識経験者、地域の関係団体等で組織する「上郡町男女共同参画プラン策定委員会」において、各施策の進捗状況確認や検証を行うことで、本計画の効果的な推進に努めます。

また、国や県をはじめとする各種機関との情報・意見交換、その他必要な連携を図ります。

### 3. 計画の進捗管理

計画に掲げる目標や施策が適切かつ効果的に実行されているかについて、各課の取り組み状況調査の実施により、事業の定期的な点検を行うとともに、事業がどれだけ行われたか（活動指標）、住民にどのような効果が表れたか（成果指標）を「目標値」として設定（第5章参照）することで、PDCAサイクルによりその達成状況を評価し、必要に応じて施策・事業の内容の見直しを行います。

## 資料編

### 1. 上郡町男女共同参画プラン策定経過

年 月	概 要
令和4年10月13日 ～10月31日	◇住民アンケート調査票の発送、回収
令和4年10月21日	◇第1回 策定委員会 プラン策定、アンケート調査、スケジュールについて
令和4年12月	◇庁内ヒアリング ・各課実施事業、実績値、目標値の把握
令和4年12月22日	◇庁内連絡会議 ・計画(素案)について ・ヒアリング結果と展開事業・目標値について
令和5年1月20日	◇第2回 策定委員会 ・住民アンケート結果、課題、目標値について ・計画(素案)について
令和5年2月9日 ～3月10日	◇パブリックコメント実施
令和5年3月20日	◇第3回 策定委員会 ・計画(最終案)について

## 2. 上郡町男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

### 上郡町男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「法」という。）

に基づく、男女共同参画社会を実現することを目的に、上郡町男女共同参画プラン策定委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会づくりの課題と具体的な取組みに関する事。
- (2) プラン策定に必要な連絡調整に関する事。
- (3) その他、プラン策定に必要な事。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 専門的な知識経験を有する者
- (2) 民間企業・公共的団体に属する者
- (3) 教育関係に属する者
- (4) 教育委員会が特に必要と認める者

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了するまでとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、第3条第2項に規定する委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月24日から施行する。

### 3. 上郡町男女共同参画プラン策定会委員名簿

委員区分	氏名	所属団体等	役職
学識経験のある者	秋川 陽一	関西福祉大学 教育学部 教授	委員長
学識経験のある者	川村 貴子	兵庫県立男女共同参画センター 主任女性活躍推進専門員	副委員長
民間企業・公共的団体に 属する者	山本 良平	上郡町商工会	委員
民間企業・公共的団体に 属する者	竹内 盛一郎	上郡町社会福祉協議会	委員
民間企業・公共的団体に 属する者	長田 公江	保護司	委員
教育関係者	竹内 久美子	教育委員	委員
教育関係者	山本 俊	学校長	委員
教育関係者	竹内 寿恵	こども園長	委員

## 4. 男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号  
同 十一年十二月二十二日同 第六十号  
の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画

社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会

の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、

第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

## 5. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

最終改正：令和四年法律第十二号

### 目次

第一章	総則（第一条—第四条）
第二章	基本方針等（第五条・第六条）
第三章	事業主行動計画等
第一節	事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節	一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
第三節	特定事業主行動計画（第十九条）
第四節	女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章	女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
第五章	雑則（第三十条—第三十三条）
第六章	罰則（第三十四条—第三十九条）
附則	

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

#### （基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した

職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

#### （事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

### 第二章 基本方針等

#### （基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活におけ

る活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
  - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
  - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
  - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施すること

ができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければな

らない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において

「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省

令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする

一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理

解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協

議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした

者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三條 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四條 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三一日法律第一四号）

抄

（施行期日）

第一條 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中雇用保険法第六十四條の次に一條を加える改正規定及び附則第三十五條の規定  
公布の日

二及び三 略

四 第二條中雇用保険法第十條の四第二項、第五十八條第一項、第六十條の二第四項、第七十六條第二項及び第七十九條の二並びに附則第十一條の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四條の規定並びに第七條中育児・介護休業法第五十三條第五項及び第六項並びに第六十四條の改正規定並びに附則第五條から第八條まで及び第十條の規定、附則第十三條中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十條第十項第五号の改

正規定、附則第十四條第二項及び第十七條の規定、附則第十八條（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九條中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八條第三項の改正規定（「第四條第

八項」を「第四條第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十條中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十條第一項の表第四條第八項の項、第三十二條の十一から第三十二條の十五まで、第三十二條の十六第一項及び第五十一條の項及び第四十八條の三及び第四十八條の四第一項の項の改正規定、附則第二十一條、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四條 この法律（附則第一條第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三條中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四條の改正規定並びに次条及び附則第六條の規定 公布の日

二 第二條の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年三月三十一日法律第一二号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と」を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

## 6. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：令和四年法律第六十八号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称す

る。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合に

あつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾

病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又

は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはなら

ないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力

が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定によ

る命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
  - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
  - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
  - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
  - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経

ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及

ばさない。

- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。  
(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。  
(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除

き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八條の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八條の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 附 則（平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改

正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄  
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定  
公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項  
（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年五月二五日法律第五二号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄  
（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

## 7. 用語集

### 1 男女共同参画基本法

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的に、基本理念、国・地方公共団体の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めた法律。

### 2 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。被害者が男性の場合もこの法律の対象となるが、被害者は、多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれている。

### 3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則を定め、国、地方公共団体および事業所の責務を明らかにするとともに、基本指針および事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めている。

### 4 ドメスティック・バイオレンス (DV)

配偶者・パートナー間の暴力のこと。形態として、身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、子どもを巻き込む暴力などがある。

### 5 男女雇用機会均等法

企業の事業主が募集・採用や配置・昇進・福利厚生、定年・退職・解雇にあたり、性別を理由にした差別を禁止することなどを定めている法律。

### 6 ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー／gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

### 7 パートナーシップ制度

互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行っている、または継続的な共同生活を行うことを約した、一方または双方が性的マイノリティである2人が、自治体の長に対して宣誓書を提出することにより、互いのパートナーであることを誓う制度。

## 8 ポジティブ・アクション

固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、「営業職に女性はほとんどいない」「管理職は男性が大半」等の差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業・団体が行う自主的かつ積極的な取り組みのこと。「積極的改善措置」とも呼ぶ。

## 9 ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」のこと。老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己実現等、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

## 10 ハラスメント

属性や人格に関する言動などによって相手に不快感や不利益を与え、尊厳を傷つけること。ハラスメントにはさまざまな種類があり、性的な言動により不快感を与える「セクシュアル・ハラスメント」、職務上の地位や立場を利用し、業務の適正範囲を超えた叱責や嫌がらせを行う「パワー・ハラスメント」、妊娠・出産した女性に対する職場等での嫌がらせである「マタニティ・ハラスメント」等がある。

## 11 固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

## 12 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。

## 13 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

平成 27(2015)年9月に国連で採択された、平成 28(2016)年から令和 12(2030)年までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030 年を期限とする包括的な 17 の目標 (Sustainable Development Goals: SDGs) を設定。ゴール5ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女児のエンパワーメント が掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされている。

## 14 エンパワーメント

自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

## 15 ジェンダーギャップ指数

世界各国の男女間の不均衡を示す指標で、世界経済フォーラムが、経済、教育、保健、政治の分野毎に各使用データをウェイト付けして毎年算出・発表している。スコアは最大が 1 (平等)、最低が 0 (不平等)を示す。2022 年の日本のジェンダーギャップ指数は 0.650 で、146 か国中 116 位。

#### 16 性的少数者（セクシュアルマイノリティ）

性的少数者とは、性的多数者（自分の性別に違和感のない異性愛者）に対する言葉。性的少数者を表す言葉の一つとして近年「LGBTQ」が用いられることがあり、これは、L=レズビアン（女性同性愛者）、G=ゲイ（男性同性愛者）、B=バイセクシャル（両性愛者）、T=トランスジェンダー（心と体の不一致）、Q=クエスチョニング（自身の性を明確には定義していない人）の人々を意味する頭文字から作られた言葉。

#### 17 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す言葉。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利をいう。

#### 18 家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

#### 19 ジェンダー主流化

全ての政策の理念および具体的な政策策定、予算編成、執行、決算、評価などの政策プロセス全体を男女共同参画の視点から捉えなおし、究極の目標としてジェンダー平等の達成を目指そうとすること。

上郡町男女共同参画プラン

発行年月日 令和5年3月

編集・発行 上郡町 教育委員会 生涯学習課

〒678-1292 兵庫県赤穂郡上郡町大持278番地

TEL:0791-52-2911 FAX:0791-52-6221

E-mail:syakai@town.kamigori.lg.jp